

清水町地域福祉計画

素案

令和7年1月

北海道 清水町

第1章 計画の策定に当たって	1
1 「第3期 清水町地域福祉計画」策定の背景	1
2 「地域福祉計画」とは	2
3 「地域福祉計画」の法的な位置付け	3
4 関連計画との位置付け	6
5 計画の期間	6
第2章 清水町の現状について	7
1 統計からみえる現状	7
(1) 人口の推移	7
(2) 一般世帯数の推移	8
(3) 外国人人口	9
(4) 要介護認定者数の推移	9
(5) 認知症高齢者数の推移	10
(6) 障害者手帳所持者数の推移	10
(7) 生活保護受給世帯数の推移	11
(8) いじめの認知・解消件数の推移	11
(9) 自殺者数の推移	12
(10) ボランティア登録団体数の推移	12
2 第2期計画の施策評価	13
基本目標1 お互いを理解し、認め合える地域をつくろう	13
基本目標2 みんなの暮らしを、みんなで支える地域をつくろう	14
基本目標3 ひとりひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう	15
清水町成年後見制度利用促進基本計画	16
3 アンケート調査の結果の概要	17
(1) 調査の概要	17
(2) 集計結果のみかた	17
(3) 町民アンケートの集計結果	18
(4) 中高生アンケートの集計結果	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 基本目標	28
(1) 身近な地域の福祉を知ろう	28
(2) 地域の助け合い、支え合いに参加しよう	28
(3) 一人ひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう	28
(4) 公的な支援体制の充実を目指します（公的支援体制）	28

3 施策体系	29
4 活動主体の役割	30
(1) 住民ができること	30
(2) 地域（町内会）ができること	30
(3) 福祉事業者（福祉に携わる人、事業所など）ができること	30
(4) 社会福祉協議会	30
(5) 町（行政機関）	30
第4章 施策の展開	31
1 身近な地域の福祉を知ろう	31
(1) 福祉に対する理解の促進	32
(2) 地域を支えるボランティア団体、活動の育成	32
2 地域の助け合い、支え合いに参加しよう	34
(1) 暮らしを支える地域力の充実	35
(2) まちのなかで自分が活躍できる地域づくり	37
(3) みんなで交流できる居場所の充実	38
3 一人ひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう	39
(1) だれもが暮らしやすい環境づくり	40
(2) 安全に暮らせる生活環境づくり	40
4 公的な支援体制の充実を目指します	41
(1) 総合的な相談支援体制のシステムづくり	42
(2) 効果的に情報が提供できる環境づくり	42
(3) 一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供体制づくり	43
(4) 一人ひとりに合わせたところとからだの健康づくり	44
5 清水町成年後見制度利用促進基本計画	45
6 清水町再犯防止推進計画	46
第5章 本計画の推進体制と評価	47
1 計画内容の周知徹底	47
2 社会福祉協議会の機能充実	47
3 関係機関との連携の充実	47
4 個人情報の保護の徹底	47
5 計画の進捗管理	47

第1章 計画の策定に当たって

1 「第3期 清水町地域福祉計画」策定の背景

「清水町地域福祉計画」は、平成16年度に初めて策定されました。その背景は平成12年の社会福祉法改正時に市町村地域福祉計画の策定が位置付けられたことにあります。

その後、法改正や社会情勢の変化に応じて中間見直しや計画改訂を行ってきました。

全国的な社会情勢の推移をみると、地方部での人口減少や出生者数の減少、それに伴う少子高齢化の進行など、長期的な人口の推移がみられます。また、要介護認定を受けた高齢者や障がい者・障がい児といった法律で、公的な支援・サービス提供が定められた人々だけではなく、「制度の狭間」といわれる公的な支援・サービスの対象外となる人々への支援の必要性が高まってきました。また、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行（コロナ禍）において、人々の行動・活動の意識に変化が現れてきました。

本町においては、町の総人口の減少が続くとともに、令和元年度以降は65歳以上の高齢者人口の減少傾向がみられ、すべての年齢層が縮小に向かうとみられます。これまで、平成26年度に策定した「第2期 清水町地域福祉計画」において「赤ちゃんからお年寄りまで みんなで支えあう 共生のまち」を基本理念に掲げ、長期的な取り組みを進めてきました。

今後は、人口の推移や地域での課題の多様化・複雑化に対応できるよう、施策の方向性を再点検する必要があります。また、認知症高齢者の財産を守る「成年後見制度利用促進計画」や刑法犯の再犯を防止し、地域の一員として安定した生活をつくる「再犯防止推進計画」を含め、幅広い支援を行える体制の整備、方向性の確立を目指すため、「第3期 清水町地域福祉計画」を策定します。

2 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」は、平成 12 年 6 月の法改正により社会福祉法に規定された事項であり、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」からなります。

「地域福祉計画」では、地域福祉を推進する主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」とし、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを目指すものです。

計画期間は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成 14 年 1 月 28 日社会保障審議会福祉部会）により、「概ね 5 年とし、3 年で見直すことが適当」とされています。

平成 29 年の社会福祉法改正（平成 30 年 4 月施行）において、「地域福祉計画」は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、上位計画として位置付けられました。また、計画策定が「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

令和 2 年の社会福祉法改正（令和 3 年 4 月施行）において、重層的支援体制整備事業が創設されました。（努力義務）

3 「地域福祉計画」の法的な位置付け

社会福祉法において、市町村が策定する地域福祉計画は、以下の通り定められています。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法第 107 条第 1 項の「五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」は、社会福祉法第 106 条の 3 において、以下の通り定められています。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

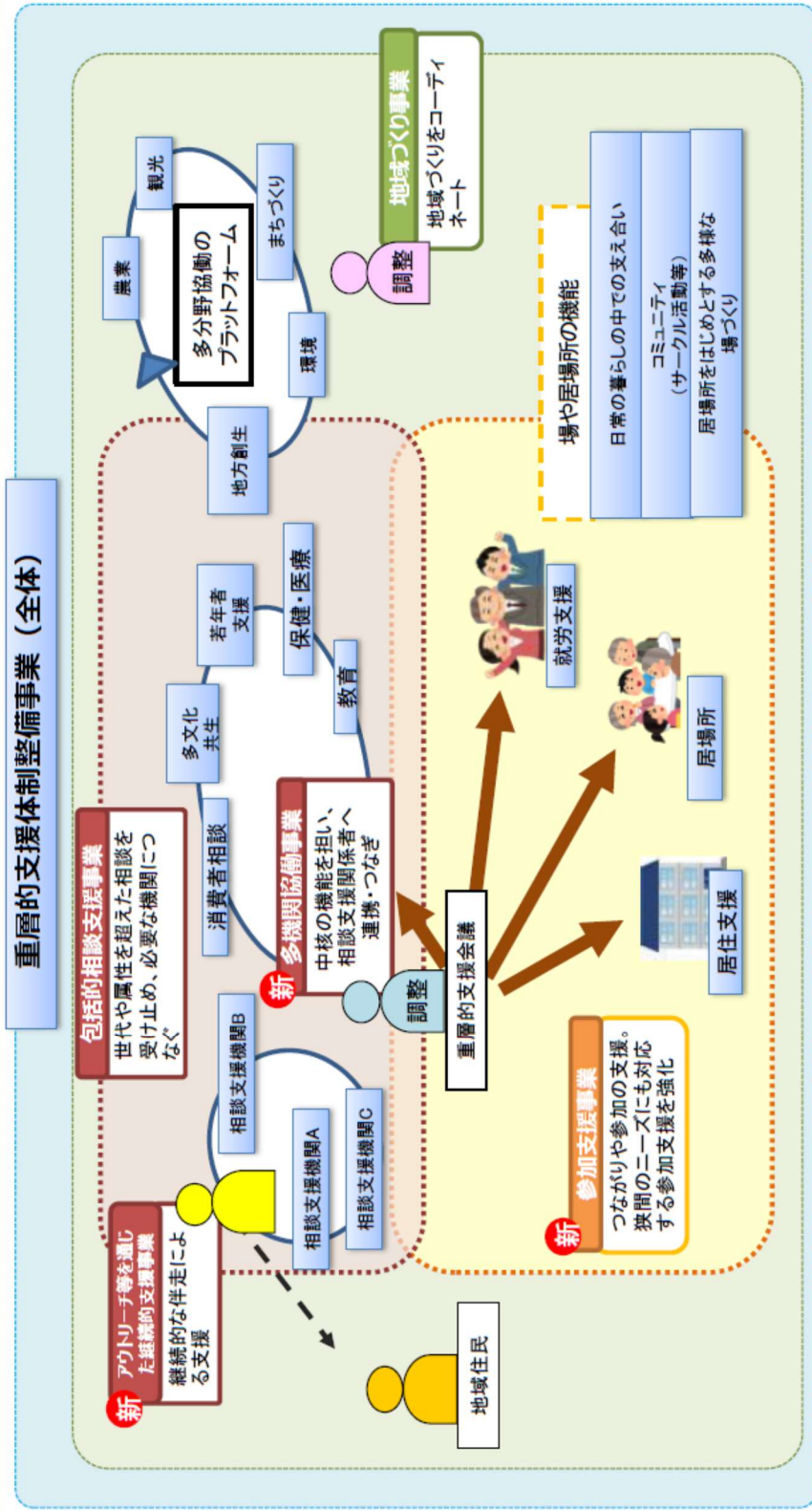
社会福祉法第 106 条の 4 では、第 106 条の 3 第 1 項に記載されている 3 つの施策について、「重層的支援体制整備事業」として、3 つの支援、それらを支える取り組みを規定しています。

3 つの支援	相談支援 【介護】 地域包括支援センターの運営 【障がい】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業	第 106 条の 4 第 1 号
	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	第 2 号
	地域づくりに向けた支援 【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定） 【介護】 生活支援体制整備事業 【障がい】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	第 3 号
3 つの支援を支える取り組み	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的につながり続ける機能	第 4 号
	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	第 5 号
	支援プランの作成 （多機関協働と一体的に実施）	第 6 号

令和 2 年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料より

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

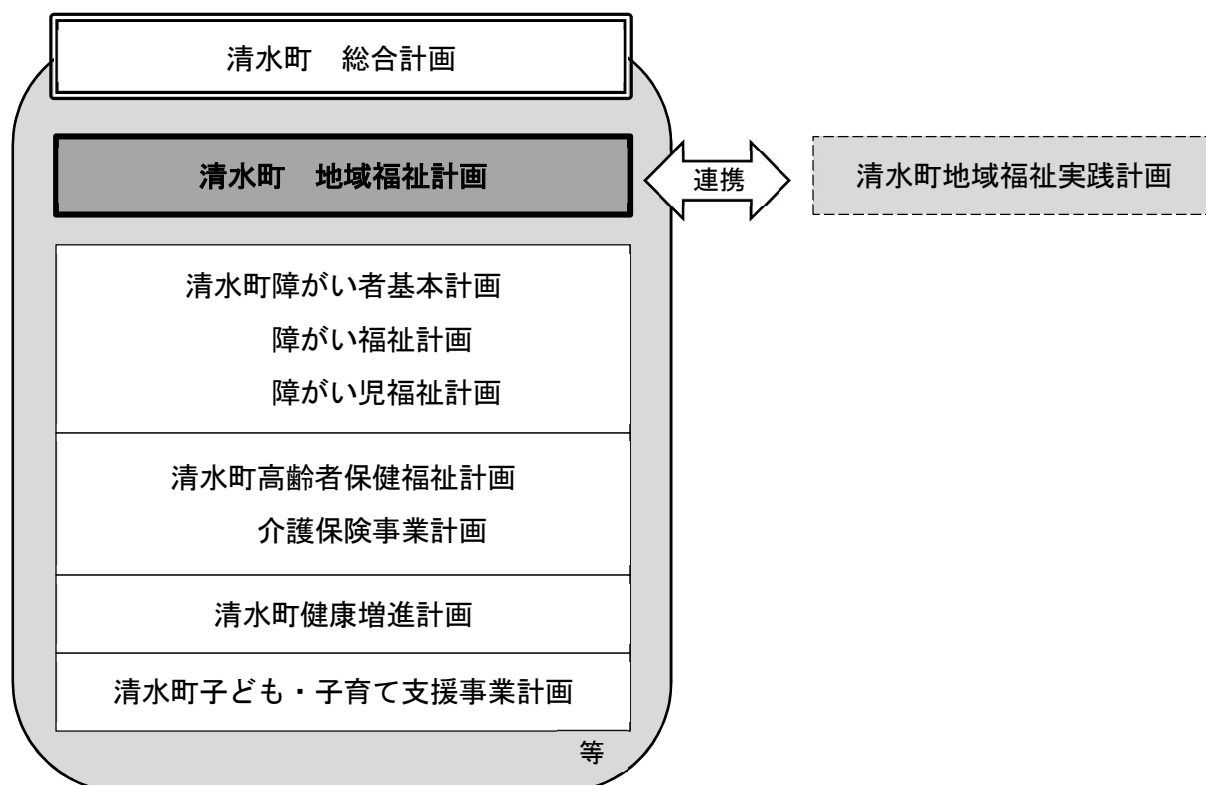
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



4 関連計画との位置付け

地域福祉計画は、上位計画である清水町総合計画（第6期：令和3年度～令和12年度）の内容も見据えながら、障がい者、児童、高齢者、健康などの保健福祉に関する各個別計画を横断的につなげて、これらを地域において総合的に推進していくための計画です。

また、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織である清水町社会福祉協議会が策定する「第6期地域福祉実践計画」とも相互に連携していきます。



5 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

計画の評価・検証を定期的に行い、社会情勢の変化や地域の実情などを踏まえ、5年目の令和11年度に計画の見直しを行います。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
第2期 清水町地域福祉計画											
第3期 計画策定	第3期 清水町地域福祉計画 (令和7年度～令和16年度)										
					中間 見直し					第4期 計画策定	第4期 計画

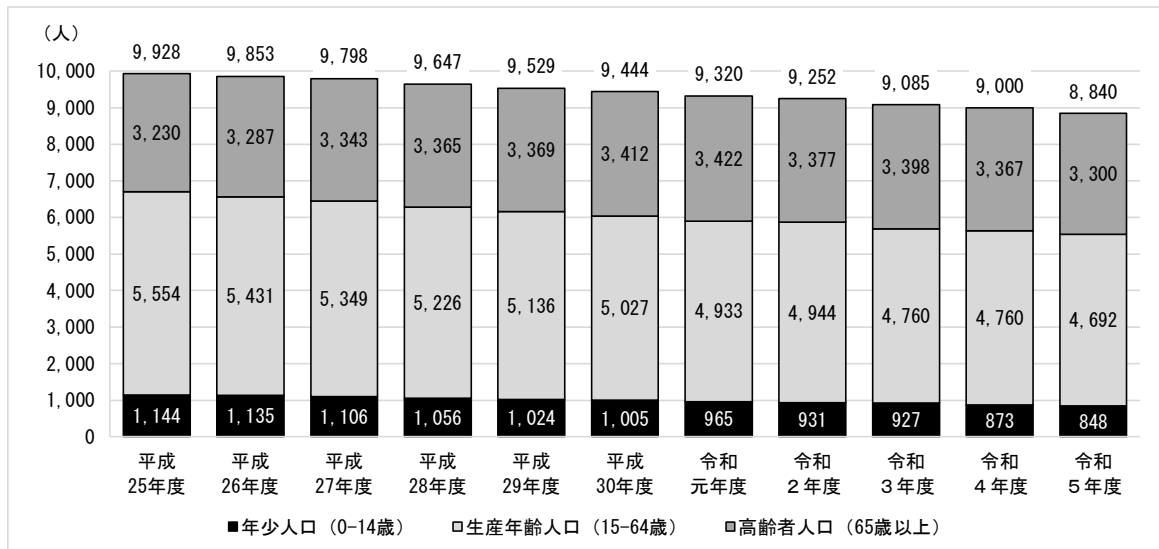
第2章 清水町の現状について

1 統計からみえる現状

(1) 人口の推移

住民基本台帳人口（各年年度末）の推移をみると、減少傾向が続いており、平成25年度から令和5年度までの10年間で1,088人（11.0%）減少しています。

これを年齢3区分別でみると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）は減少傾向が続いています。なお、高齢者人口（65歳以上）は令和元年度までは増加傾向が続いていましたが、令和2年度に減少に転じ、令和5年度には3,300人となっています。

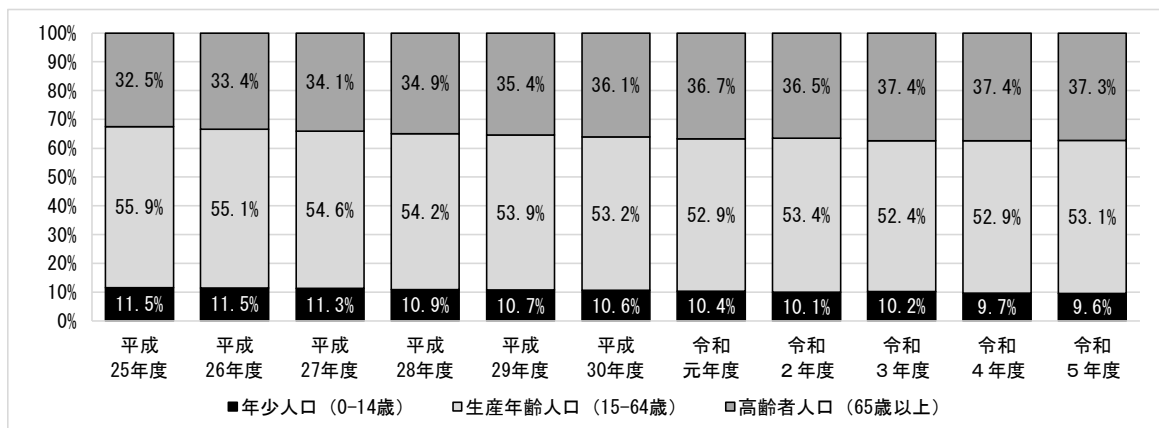


出典：住民基本台帳（各年年度末）

また、年齢構成比をみると、年少人口（0-14歳）の構成比は低下傾向が続き、令和4年度には10%を下回り、令和5年度には9.6%となっています。

生産年齢人口（15-64歳）の構成比は上昇・低下を繰り返してはいるものの低下傾向がみられ、令和5年度には53.1%となっています。

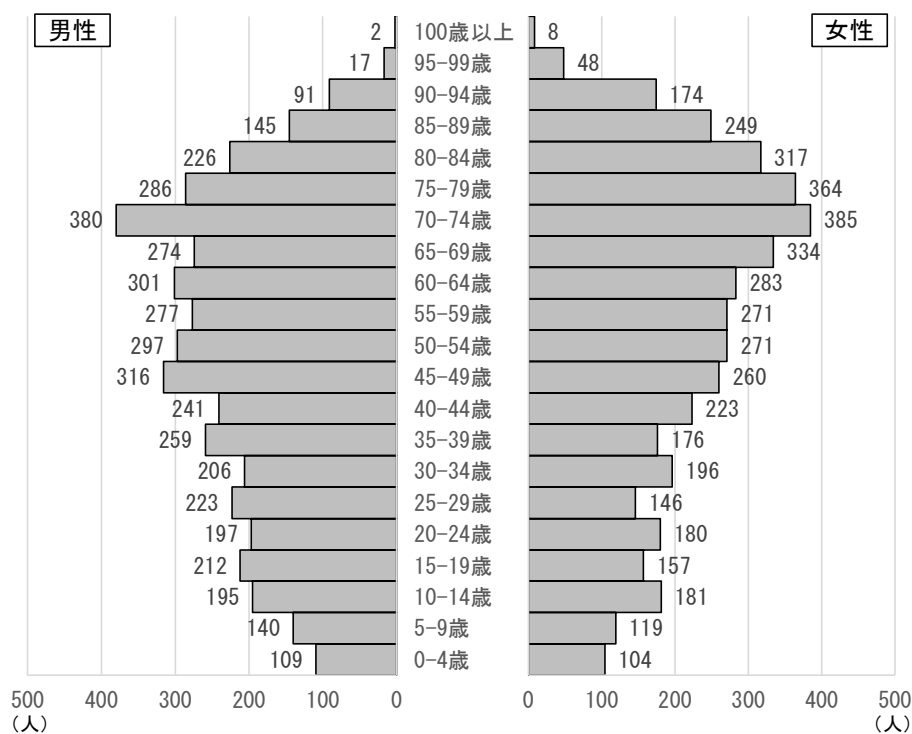
高齢者人口（65歳以上）の構成比は令和3年度までは上昇傾向が続いていましたが、その後は横ばいで推移しており、令和5年度には37.3%となっています。



出典：住民基本台帳（各年年度末）

男女別・5歳階級別の人口構成をみると、男女ともに「70-74 歳」が人口のピークとなっています。

また、「60-64 歳」以下では男性の人口が多くなっていますが、「65-69 歳」以上の年齢層では女性の人口が多くなっています。

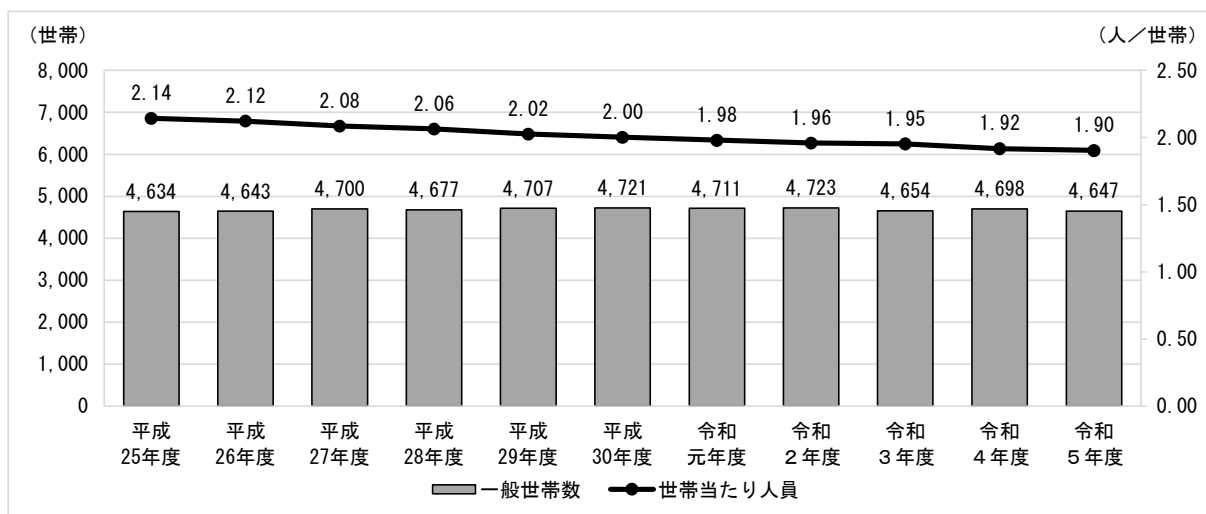


出典：住民基本台帳（各年年度末）

（２）一般世帯数の推移

一般世帯数（各年年度末）の推移をみると、毎年度 4,600 世帯から 4,700 世帯程度で推移しており、令和 5 年度には 4,647 世帯となっています。

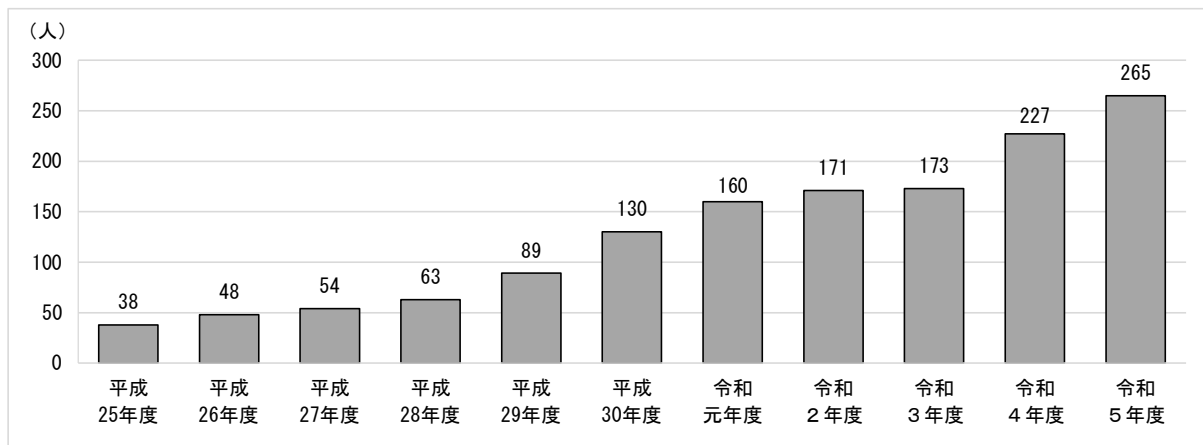
また、世帯当たり人員をみると、減少傾向が続いており、令和 5 年度には 1.90 人／世帯となっています。



出典：住民基本台帳（各年年度末）

(3) 外国人人口

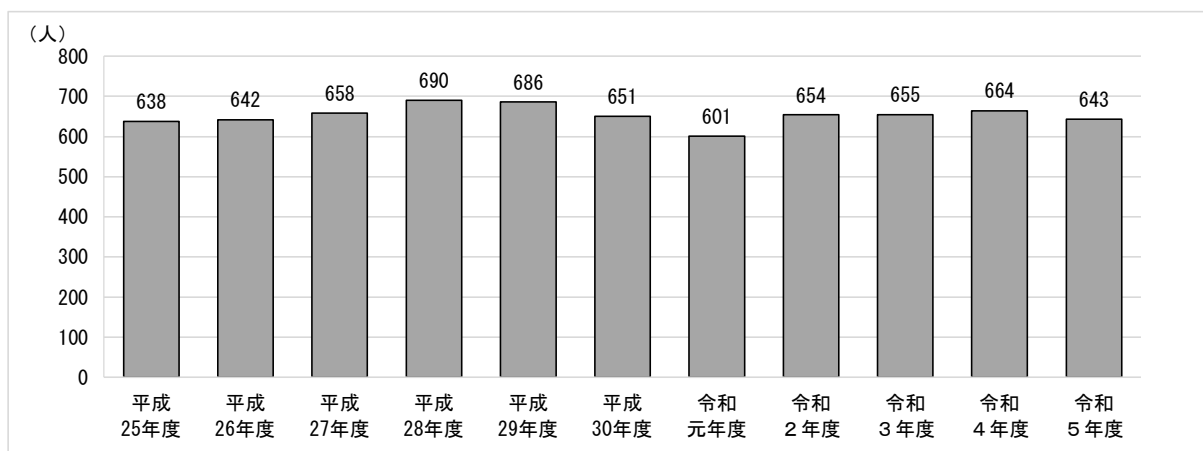
外国人人口（各年度末）をみると、年々増加傾向が続き、令和5年度には265人となっています。なお、本町の外国人はほぼ技能実習生であり、コロナ禍により出入国に制限があった令和3年度を除いて、毎年増加しています。



出典：住民基本台帳（各年年度末）

(4) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数（各年度末）をみると、平成28年度の690人をピークに令和元年度にかけて減少したものの、令和2年度以降は640人から660人程度で推移しています。

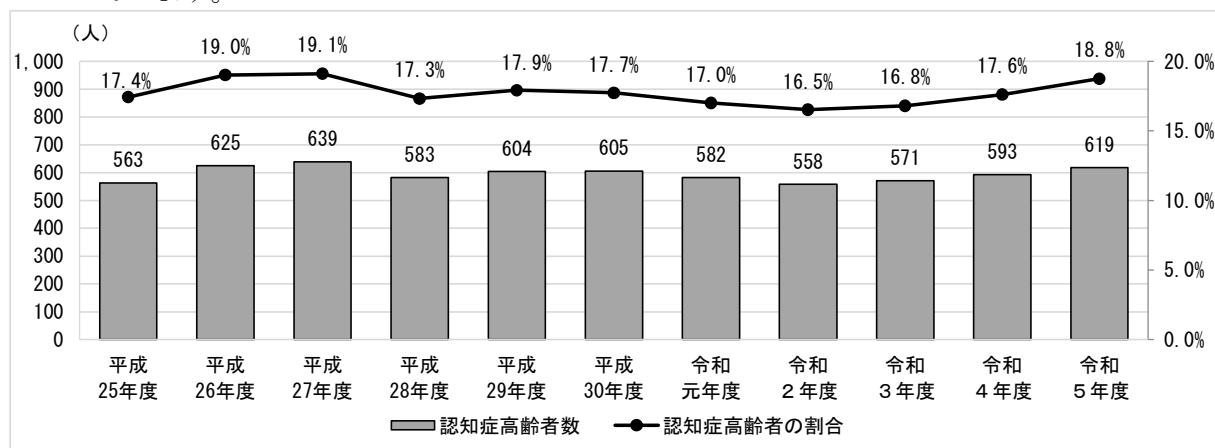


出典：介護保険事業状況報告（各年3月末日）

(5) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（各年度末）の推移をみると、平成 27 年度の 639 人をピークに減少傾向がみられましたが、令和 2 年度の 558 人以降は増加傾向が続き、令和 5 年度には 619 人となっています。

また、高齢者に占める認知症高齢者の割合の推移をみると、平成 26 年度と平成 27 年度に 19% 台となっていました。平成 28 年度から令和元年度には 17% 台、令和 2 年度には 16.5% に低下しました。なお、令和 3 年度以降は再び上昇し、令和 5 年度には 18.8% となっています。

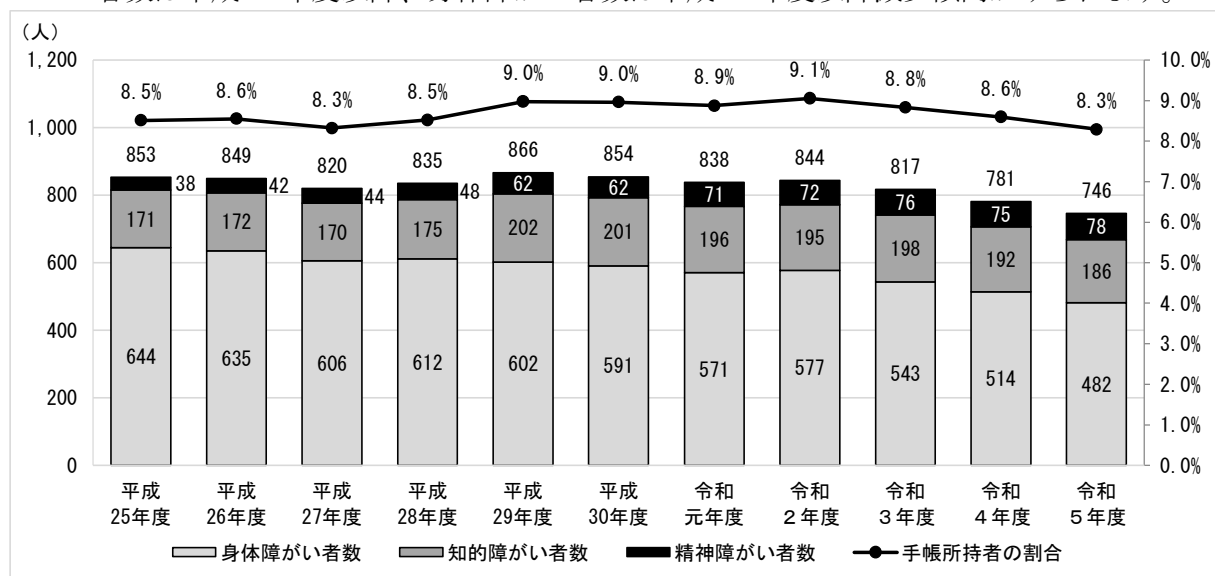


出典：保健福祉課（各年 3 月末日）

(6) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（各年度末）の推移をみると、平成 29 年度までは増減を繰り返しながら推移してきましたが、令和 29 年度の 866 人をピークに減少傾向となり、令和 5 年度には 746 人となっています。なお、総人口に占める手帳所持者の割合は、平成 29 年度と平成 30 年度、令和 2 年度は 9% 台でしたが、その他の年度は 8% 台となっています。

また、手帳の種類別でみると、精神障がい者数は増加傾向が続いていますが、知的障がい者数は平成 29 年度以降、身体障がい者数は平成 25 年度以降減少傾向がみられます。

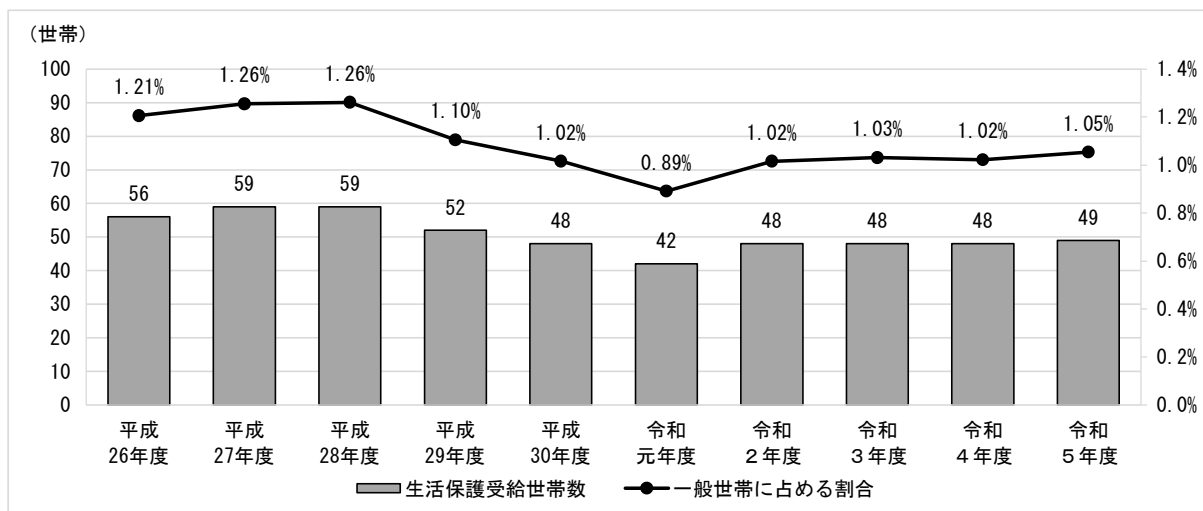


出典：保健福祉課（各年 3 月末日）

（７）生活保護受給世帯数の推移

生活保護世帯数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度にかけて減少したものの、令和 2 年度から令和 4 年度までは 48 件と同数で推移し、令和 5 年度には 49 件となっています。

また、一般世帯数に占める割合をみると、令和元年度で 0.89% となっているほかは 1 % 台で推移しており、令和 5 年度には 1.05% となっています。

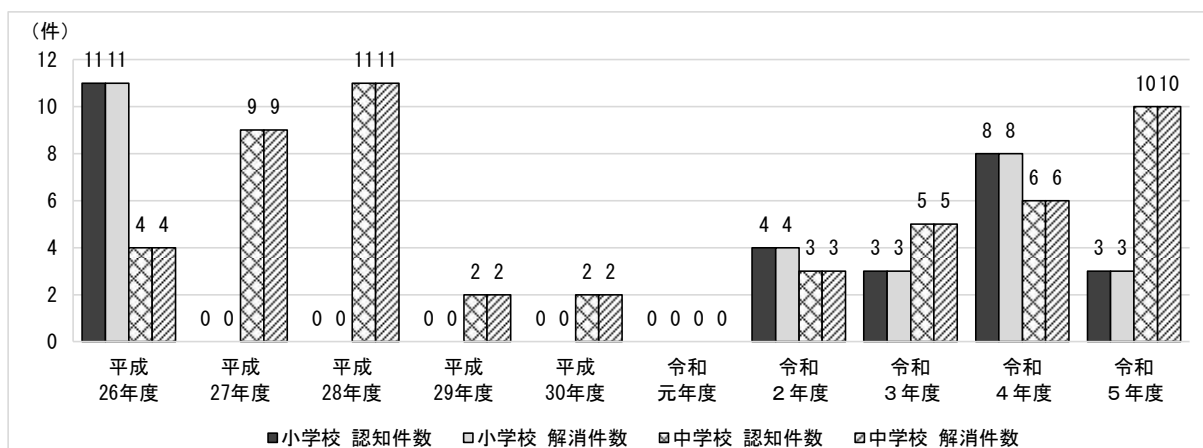


出典：保健福祉課（平成 25 年度以前はデータなし）

（８）いじめの認知・解消件数の推移

小学校におけるいじめの認知・解消件数は、平成 26 年度の 11 件が最も多く、次いで令和 4 年度の 8 件となっています。なお、各年度ともいじめを認知した後、年度内に解消しています。

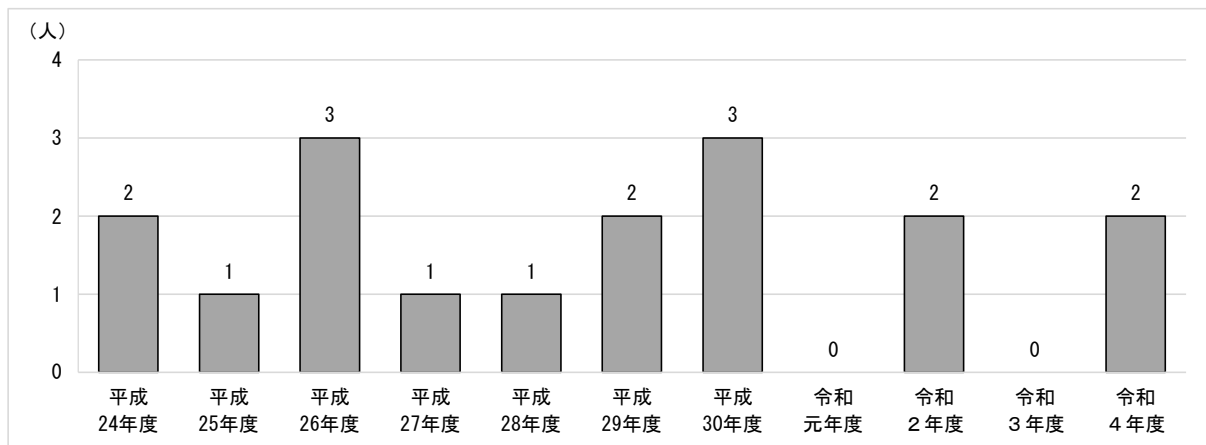
また、中学校におけるいじめの認知・解消件数は、平成 28 年度の 11 件が最も多く、次いで令和 5 年度の 10 件となっています。なお、各年度ともいじめを認知した後、年度内に解消しています。



出典：学校教育課

(9) 自殺者数の推移

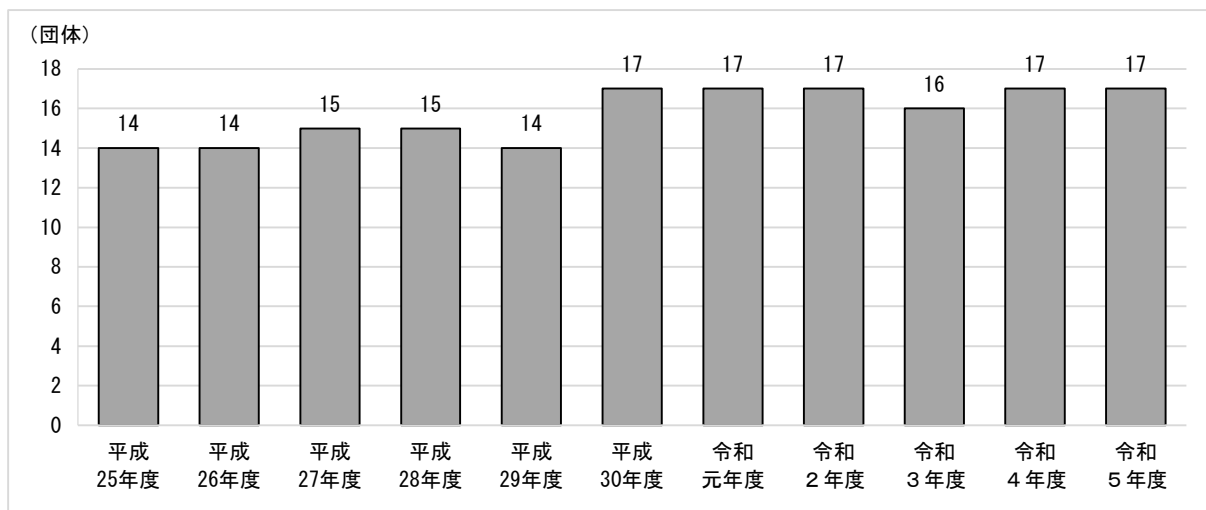
自殺者数の推移をみると、最も自殺者が多い平成 26 年度、平成 30 年度で 3 人となっています。また、令和元年度と令和 3 年度では 0 人となっていますが、直近の令和 4 年度では 2 人となっています。



出典：保健福祉課

(10) ボランティア登録団体数の推移

ボランティア登録団体数の推移をみると、平成 29 年度までは 14 団体または 15 団体でしたが、平成 30 年度以降は 16 団体または 17 団体で推移しており、令和 5 年度には 17 団体となっています。



出典：社会福祉協議会

2 第2期計画の施策評価

第2期計画の施策の実施状況について、担当職員より以下の通り自己評価しました。実施状況に応じて、「A 計画通りに実施できている。」、「B 実施しているものの、計画通りではない。または、計画の水準に達していない。」、「C 実施していない。または、実施できていない。」の3段階で評価しています。

基本目標1 お互いを理解し、認め合える地域をつくろう

施策・事業	担当課	評価
(1) 福祉に対する理解の促進		
全員が支えてもらう人、支える人であることを知る、意識する	保健福祉課	B
福祉に関する勉強会、懇談会（ワークショップ）の開催	保健福祉課	B
(2) みんなで交流できる居場所の充実		
対象を限らない（障がい、児童、高齢、ひとり親など）居場所づくり	保健福祉課	B
横のつながり、ネットワークづくり	保健福祉課	B
(3) 包括的な支援体制の展開		
共生型サービスの展開	保健福祉課	C
分野横断的な連携	保健福祉課	B
【現況・課題】		
(1) 福祉に対する理解の促進		
「懇談会（ワークショップ）の開催」は、町内各事業所と連携し、小学生を対象とした「福祉の授業」や、ひきこもりに関する研修会、障がいのある方を講師としたワークショップを開催しています。なお、福祉について広く意識を持つ機会をつくることはできたものの、開催の周知方法が課題となっています。		
(2) みんなで交流できる居場所の充実		
「対象を限らない居場所づくり」は、世代や属性に関係なくだれもが利用できる「共生型つどいの場」事業を展開しています。また、食を通しての居場所として、2つの団体が地域食堂を運営しています。なお、課題として、事業の認知度は高まっているものの、障がい福祉分野との関わりが進められていない状況となっています。		
(3) 包括的な支援体制の展開		
「分野横断的な連携」は、地域ケア会議や自立支援協議会など、課題共有や支援内容などについて協議を進める場は設置されているものの、町内の事業所がフラットな形で集まり、お互いの業務を知る関係づくり、地域の福祉全般の意見交換を行える関係づくりには至っていません。また、類似の会議が多くあり、参加者や協議する内容も同じとなる場面がみられていることから、会議のあり方、整理が課題となっています。		

基本目標2 みんなの暮らしを、みんなで支える地域をつくろう

施策・事業	担当課	評価
(1) 暮らしを支える地域力の充実		
サービスや社会資源の見直し	保健福祉課	B
子育て支援の充実	保健福祉課	B
多様なサービスの参入促進（地域の実情に合わせて）	保健福祉課	B
(2) まちのなかで自分が活躍できる地域づくり		
地域のなかで人材が生まれ、活躍できる仕組みづくり	保健福祉課	B
自分の経験、知識の活用	保健福祉課	B
(3) ひとりひとりの自立を支える地域づくり		
生活困窮者の自立を支える仕組みづくり	保健福祉課	A
子どもの権利の保障	保健福祉課	B
【現況・課題】 (1) 暮らしを支える地域力の充実 ・「子育て支援の充実」は、子育て支援センターによる各事業の展開や、各関係機関との連携により子ども・子育て家庭に対する支援体制は整備されてきています。その一方で、子育て支援は関係機関による支援とともに、地域による見守り等の支援が必要ですが、担い手の確保が課題となっています。 ・「多様なサービスの参入促進」は、社会福祉協議会が、既存の福祉サービスの制度に当てはまらないフードドライブ事業や食料品配布事業などに取り組んでいます。なお、買い物や医療機関への通院のための移動手段の確保が課題となっています。		
(2) まちのなかで自分が活躍できる地域づくり ・「自分の経験、知識の活用」は、町ボランティア団体連絡協議会や老人クラブなどの登録者数が減少しています。なお、ボランティアへの登録をしていないもののボランティアセンターでの活動やその他の地域活動への参加など、「参加の形」の多様化がみられます。今後は、コロナ禍における活動自粛や各団体登録者の高齢化、活動者の固定化等により、団体活動の維持や後継者の確保が課題となっています。		
(3) ひとりひとりの自立を支える地域づくり ・「子どもの権利の保障」は、子どもが健やかに自分らしく過ごせるよう、「子どものケアミーティング」や「子ども家庭総合拠点」などの協議の場を設け、子どもの権利、家族全体への関わり、連携のできる支援体制づくりに取り組んでいます。なお、関係機関での協議や仕組みづくりは進められていますが、多くの町民に知っていただくための周知方法が課題となっています。		

基本目標3 ひとりひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう

施策・事業	担当課	評価
(1) 総合的な相談支援体制のシステムづくり		
対象を限らない（障がい、児童、高齢、ひとり親など）相談支援体制の仕組みづくり	保健福祉課	B
(2) 効果的に情報が提供できる環境づくり		
福祉に関する案内、情報提供の充実	保健福祉課	B
(3) 福祉サービス利用者の権利を守るしくみづくり		
日常生活自立支援事業	保健福祉課	B
成年後見制度の推進	保健福祉課 (在宅支援)	B
(4) ライフステージに応じたところとからだの健康づくり		
健康づくりの意識を高める	保健福祉課 (健康推進)	B
(5) 安全に暮らせる生活環境づくり（防災・防犯）		
避難行動要支援者への支援体制の充実	保健福祉課	C
生活環境の整備	保健福祉課	B
【現況・課題】		
(1) 総合的な相談支援体制のシステムづくり		
「対象を限らない相談支援の仕組みづくり」は、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所など各属性が相談できる機関は設置されていますが単体で機能していることから、今後は、相互の情報共有や連携に向けた取り組みが課題となっています。		
(3) 福祉サービス利用者の権利を守るしくみづくり		
「成年後見制度の推進」は、町権利擁護支援センター（社会福祉協議会へ事業委託）が相談を受け、法人後見受任につながることができています。なお、令和5年度末時点で契約件数が1件にとどまっていることから、制度の理解促進、周知が課題となっています。		
(5) 安全に暮らせる生活環境づくり（防災・防犯）		
「避難行動要支援者への支援体制の充実」は、地域の関係者などとの連携により要配慮者を把握し、避難行動要支援者名簿への登録を進めて、定期的に見直しを行っています。なお、防災に関する情報提供などについて、登録者の個人情報に配慮しながら名簿を有効活用することについて、検討が必要です。		

清水町成年後見制度利用促進基本計画

施策・事業	担当課	評価
中核機関の設置		
社会福祉協議会に委託している権利擁護支援センターを中核機関とし、各種施策の推進に努めます。	保健福祉課	C
目標施策		
各種広報活動や講演会の開催により、成年後見制度や権利擁護についての普及啓発を行います。	保健福祉課 (在宅支援)	B
既存の団体、協議会等を活用して、地域連携ネットワークの構築を進め、地域で求められている制度利用促進のためのニーズを把握します。	保健福祉課 (在宅支援)	B
認知症に関する正しい知識と理解のため、従来から取り組んでいる認知症サポーター養成講座などの認知症施策と連携し、各種施策の推進を図ります。	保健福祉課 (在宅支援)	B
日常生活自立支援事業などの各種施策を活用し、更なる制度の利用促進に努めます。	保健福祉課 (在宅支援)	B
法定後見制度、任意後見制度、市民後見人の養成に向けた活動に取り組みます。	保健福祉課 (在宅支援)	B
【現況・課題】 目標施策 「各種広報活動や講演会の開催による成年後見制度や権利擁護の普及啓発」は、権利擁護支援センター（社会福祉協議会へ事業委託）による講演会や研修会を開催しています。その一方で、開催が不定期となっており、成年後見制度や権利擁護について興味や関心を持つ層の拡大には至っていないことが課題となっています。 「認知症サポーター養成講座」は、多くの世代に講座を開催し、認知症や障がいにより判断能力が不十分な人の日常生活を知る、理解する機会となっています。その一方で、認知症サポーターとなった講座受講者が「支える側」として活動できる機会がほとんどない状況となっています。 「法定後見制度、任意後見制度、市民後見人の養成に向けた活動」は、制度理解を目的とした研修会を開催し、町民への周知啓発に努めています。なお、市民後見人の制度や内容等については、周知啓発の機会を設置できていないことが課題となっています。		

3 アンケート調査の結果の概要

(1) 調査の概要

■町民アンケート

- 調査対象：18 歳以上の一般町民
- 調査期間：令和 6 年 8 月 16 日～令和 6 年 8 月 30 日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回答者数：383 人（1,000 人中 383 人、回答率 38.3%）

■中高生アンケート

- 調査対象：清水中学校、御影中学校、清水高校の生徒
- 調査期間：令和 6 年 8 月 19 日～令和 6 年 8 月 30 日
- 調査方法：学校を通じての配布・回収
- 回答者数：139 人（200 人中 139 人、回答率 69.5%）

(2) 集計結果のみかた

この調査の分析結果を読む際の留意点は以下の通りです。

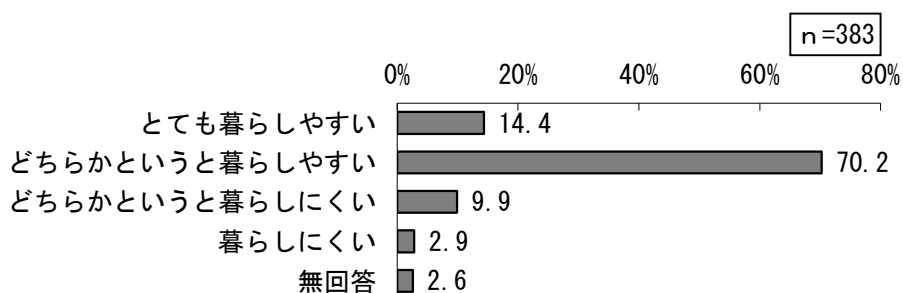
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記します。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が 100%を超えることがあります。
- 設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 母数が 100 未満の場合の百分率は、統計的誤差が大きい可能性が高いので数値の取り扱いには特に注意が必要となります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(3) 町民アンケートの集計結果

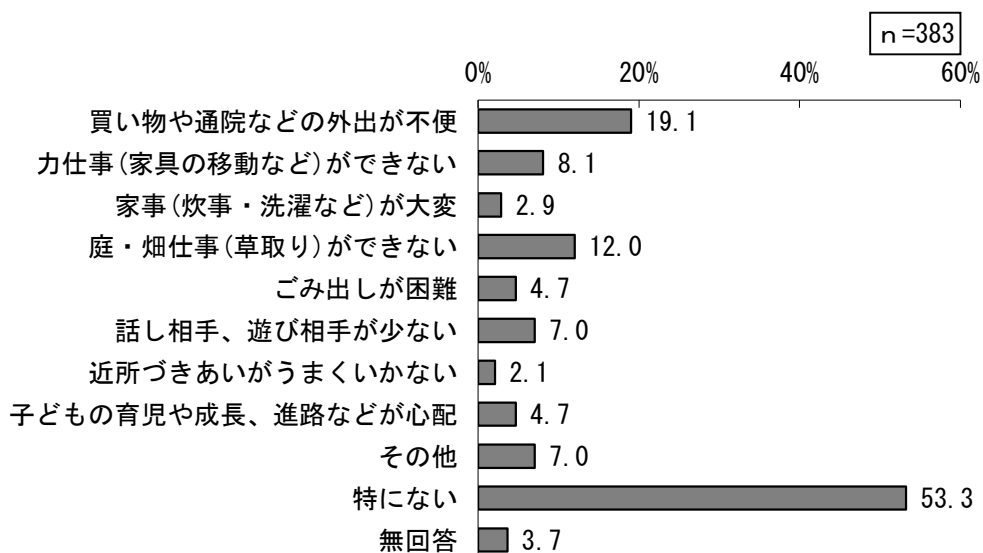
※(3) 町民アンケート、(4) 中高生アンケートより回答の一部を抜粋しています。

①町の暮らしについて

居住地区の暮らしやすさについて、「どちらかという暮らしやすい」が70.2%と最も割合が高く、次いで「とても暮らしやすい」が14.4%、「どちらかという暮らしにくい」が9.9%となっています。

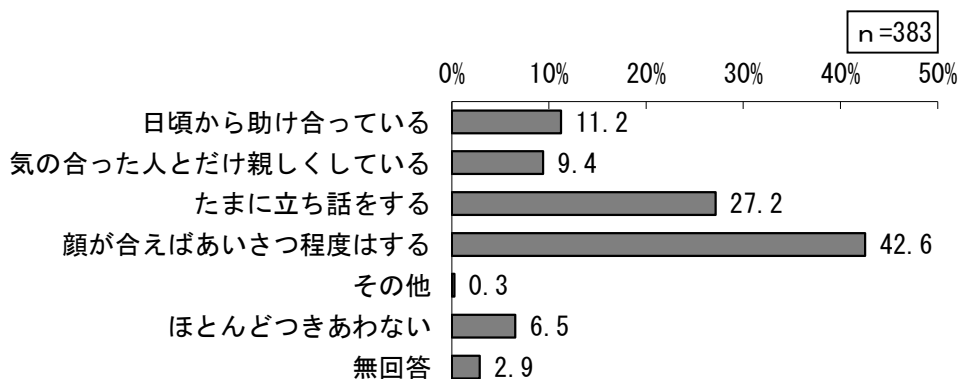


暮らしの中での困りごとについて、「特にない」を除き、「買い物や通院などの外出が不便」が19.1%と最も割合が高く、次いで「庭・畑仕事（草取り）ができない」が12.0%、「力仕事（家具の移動など）ができない」が8.1%となっています。（複数回答）



②近所付き合いについて

普段の近所付き合いについて、「顔が合えばあいさつ程度はする」が 42.6%と最も割合が高く、次いで「たまに立ち話をする」が 27.2%、「日頃から助け合っている」が 11.2%となっています。

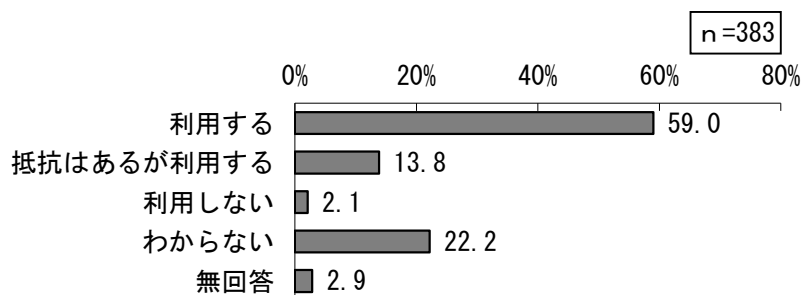


近所付き合いの考え方として近いものについて近所とのお付き合いの程度別でみると、「日頃から助け合っている」では「相談したり助け合ったりするのは当然である」、「気の合った人とだけ親しくしている」「たまに立ち話をする」「顔が合えばあいさつ程度はする」では「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なが多いので必要である」、「なくても困らないので、必要がない」が最も割合が高くなっています。

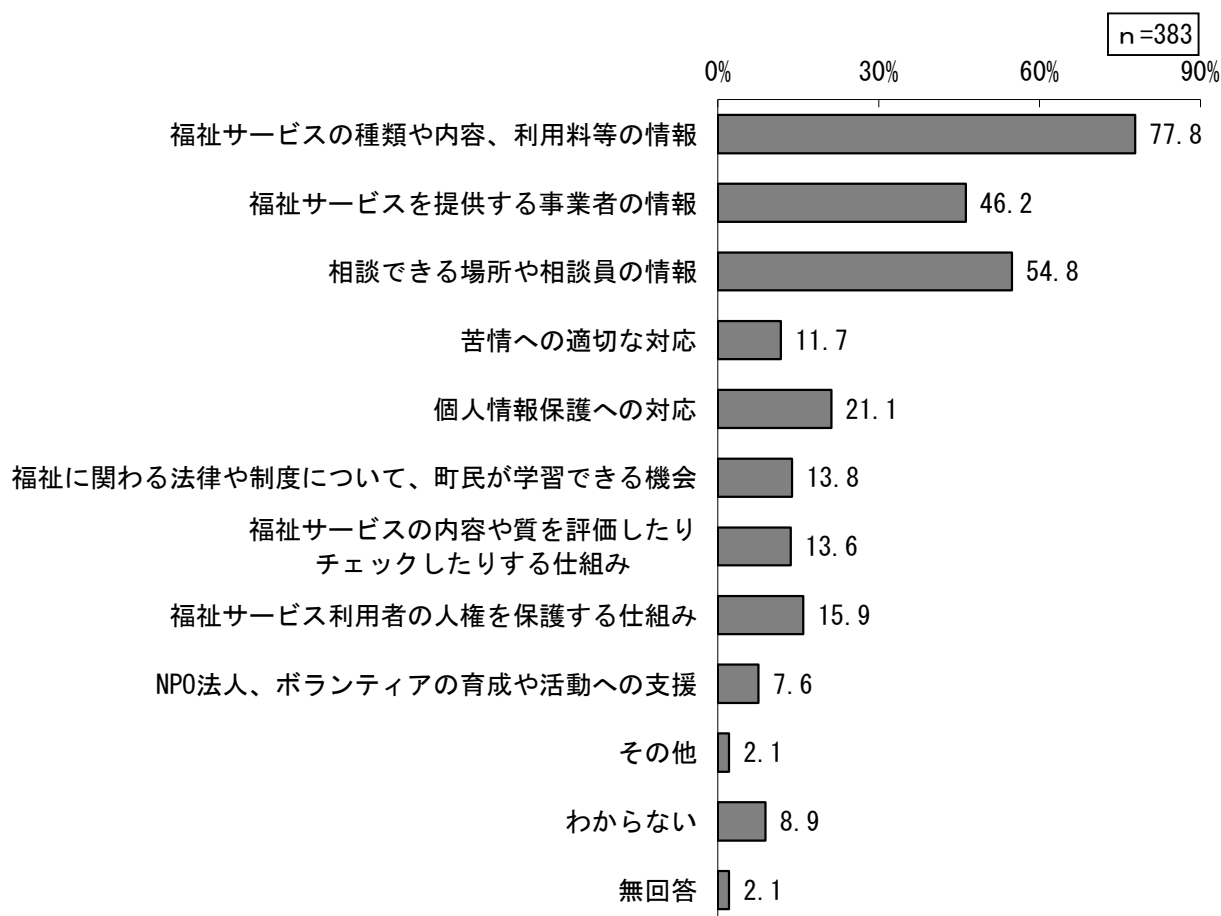
		合計	問10 近所付き合いの考え方として近いもの					
			相談したり助け合ったりするのは当然である	わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なが多いので必要である	わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	なくても困らないので、必要がない	その他	わからない
								無回答
全体		383	96	129	56	39	10	48
		100.0	25.1	33.7	14.6	10.2	2.6	12.5
問9 近所とのお付き合いの程度	日頃から助け合っている	43	31	8	1	0	2	0
		100.0	72.1	18.6	2.3	0.0	4.7	0.0
	気の合った人とだけ親しくしている	36	7	18	3	2	2	2
		100.0	19.4	50.0	8.3	5.6	5.6	5.6
	たまに立ち話をする	104	32	47	7	7	3	8
		100.0	30.8	45.2	6.7	6.7	2.9	7.7
	顔が合えばあいさつ程度はする	163	22	51	39	23	2	24
		100.0	13.5	31.3	23.9	14.1	1.2	14.7
	その他	1	0	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	ほとんどつきあわない	25	4	1	6	7	1	6
		100.0	16.0	4.0	24.0	28.0	4.0	24.0

③福祉サービスに対する意識について

自身や家族に福祉サービスが必要になったときにすぐに利用するかについて、「利用する」が59.0%と最も割合が高く、次いで「わからない」が22.2%、「抵抗はあるが利用する」が13.8%となっています。

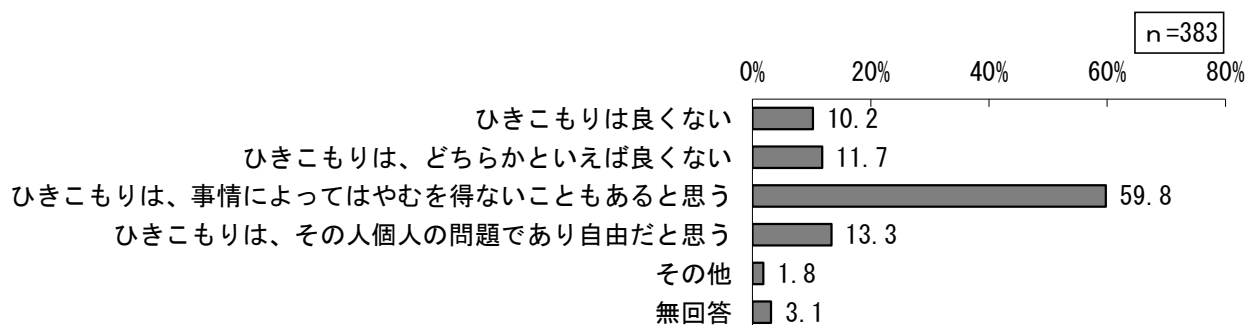


福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なことについて、「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報」が77.8%と最も割合が高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が54.8%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が46.2%となっています。(複数回答)

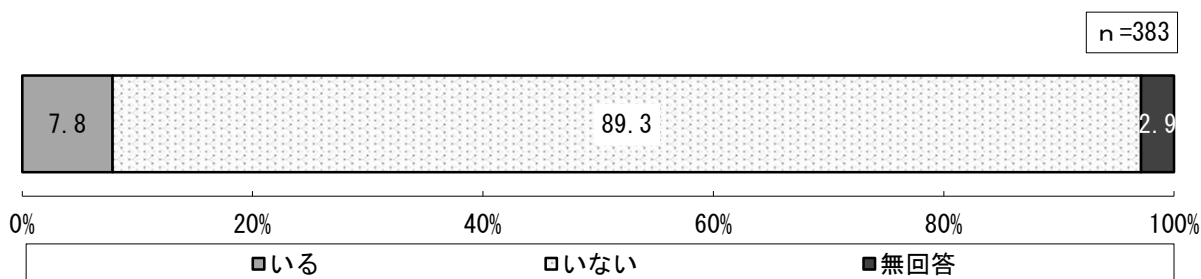


④ひきこもりについて

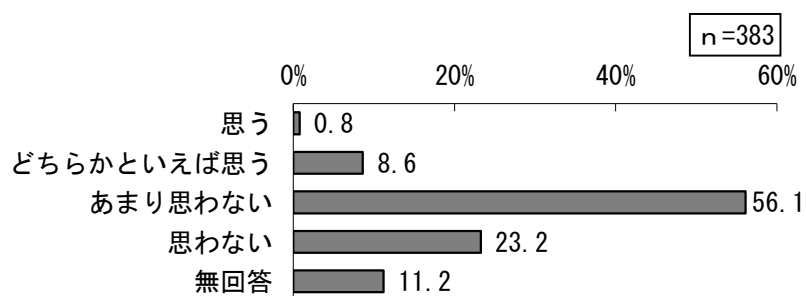
ひきこもりへの考えについて、「ひきこもりは、事情によってはやむを得ないこともあると思う」が59.8%と最も割合が高く、次いで「ひきこもりは、その人個人の問題であり自由だと思う」が13.3%、「ひきこもりは、どちらかといえば良くない」が11.7%となっています。



身近にひきこもり状態にある方の有無について、「いる」が7.8%、「いない」が89.3%となっています。

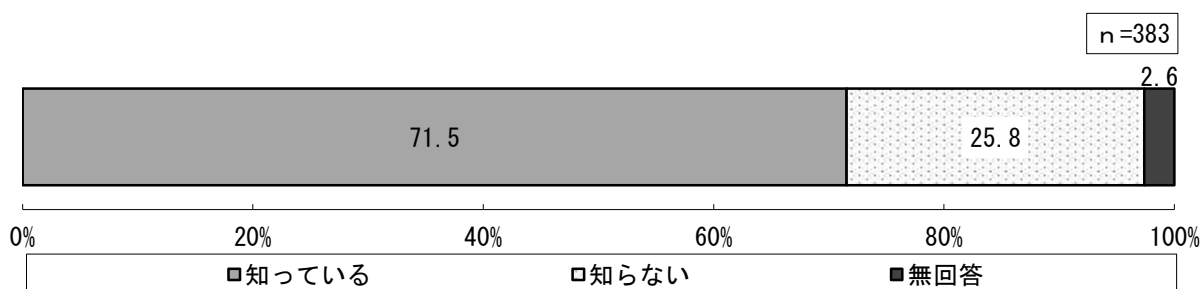


ひきこもり支援に関する社会資源は十分整備されているかについて、「あまり思わない」が56.1%と最も割合が高く、次いで「思わない」が23.2%、「どちらかといえば思う」が8.6%となっています。



⑤災害時に関することについて

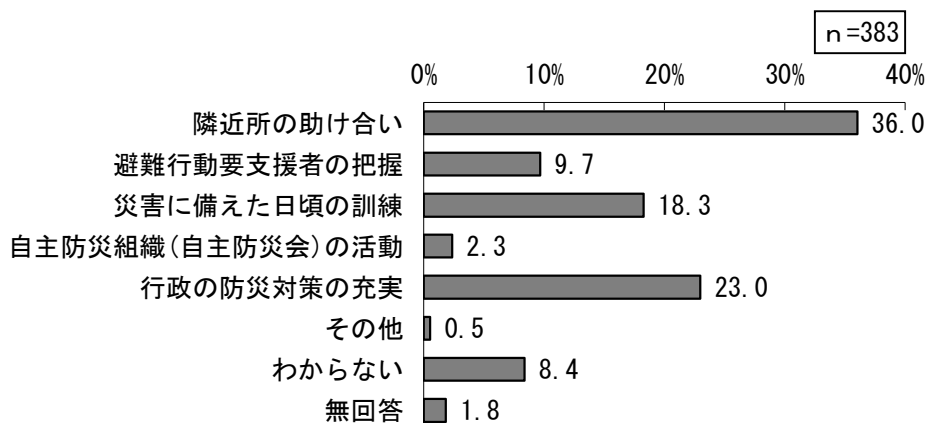
災害時の避難場所について、「知っている」が71.5%、「知らない」が25.8%となっています。



災害時の避難場所の認知について年齢別でみると、「知らない」が「18～29歳」「30～39歳」「40～49歳」の年齢層で30%以上と比較的高い割合となっています。

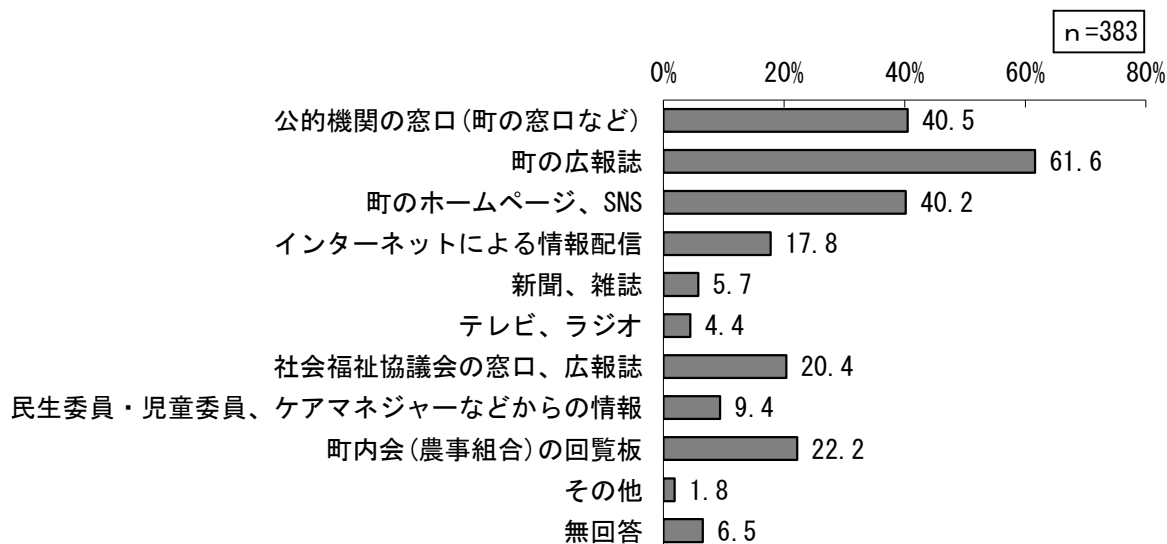
		合計	問31 災害時の避難場所		
			知っている	知らない	無回答
全体		383	274	99	10
		100.0	71.5	25.8	2.6
問 2 年 齢	18～29歳	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	30～39歳	37	22	15	0
		100.0	59.5	40.5	0.0
	40～49歳	41	24	17	0
		100.0	58.5	41.5	0.0
	50～59歳	92	70	16	6
		100.0	76.1	17.4	6.5
	60～64歳	33	28	5	0
		100.0	84.8	15.2	0.0
65～74歳		105	76	26	3
		100.0	72.4	24.8	2.9
75～84歳		52	41	10	1
		100.0	78.8	19.2	1.9
85歳以上		0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0

災害から身を守るために地域で最も重要なことについて、「隣近所の助け合い」が36.0%と最も割合が高く、次いで「行政の防災対策の充実」が23.0%、「災害に備えた日頃の訓練」が18.3%となっています。

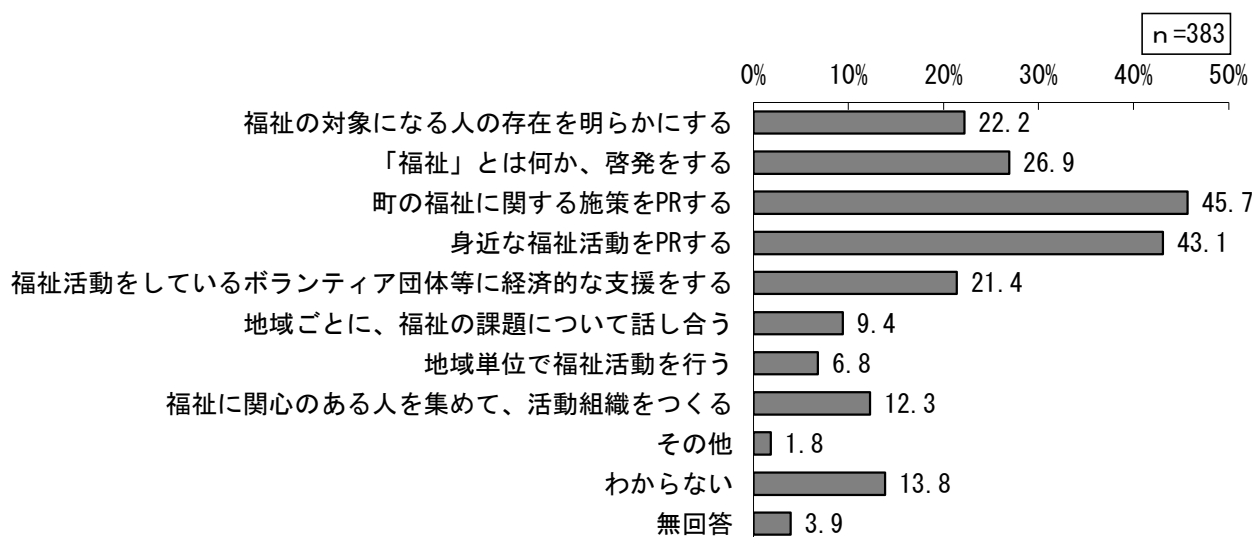


⑥福祉施策について

町の保健福祉情報の希望する入手方法について、「町の広報誌」が 61.6%と最も割合が高く、次いで「公的機関の窓口（町の窓口など）」が 40.5%、「町のホームページ、SNS」が 40.2%となっています。（複数回答）



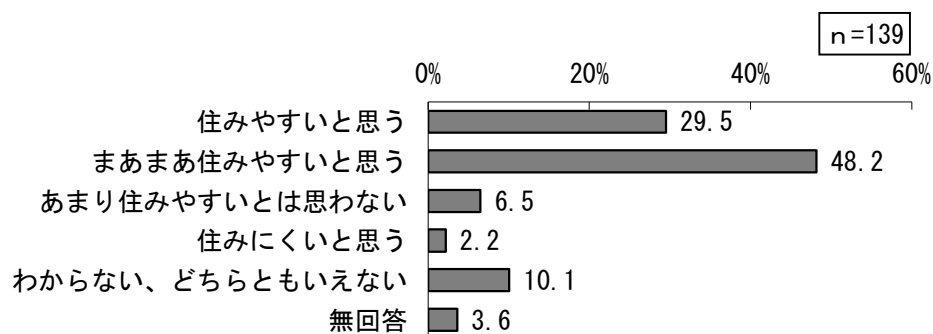
多くの町民に「福祉」への関心を高めるための必要な取り組みについて、「町の福祉に関する施策をPRする」が 45.7%と最も割合が高く、次いで「身近な福祉活動をPRする」が 43.1%、「『福祉』とは何か、啓発をする」が 26.9%となっています。（複数回答）



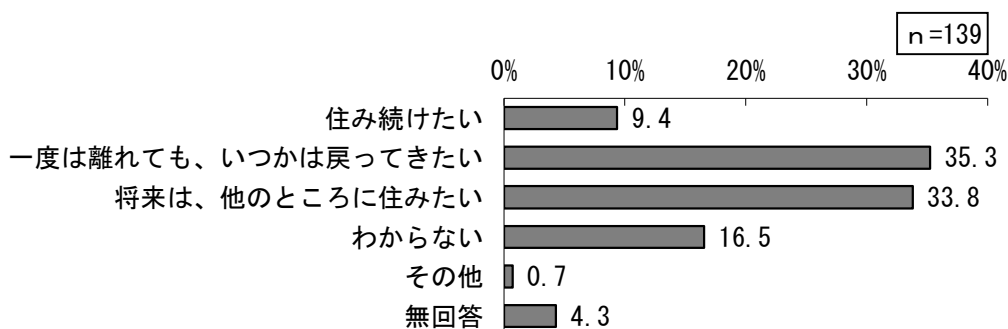
(4) 中高生アンケートの集計結果

①清水町について

清水町の住みやすさについて、「まあまあ住みやすいと思う」が 48.2%と最も割合が高く、次いで「住みやすいと思う」が 29.5%、「わからない、どちらともいえない」が 10.1%となっています。



将来も清水町に住み続けたいかについて、「一度は離れても、いつかは戻ってきたい」が 35.3%と最も割合が高く、次いで「将来は、他のところに住みたい」が 33.8%、「わからない」が 16.5%となっています。

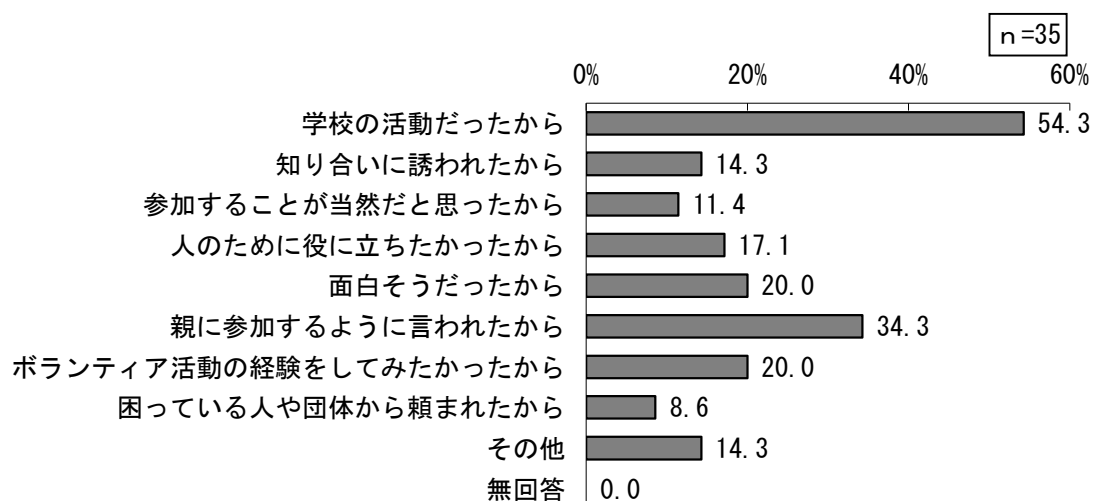


将来も清水町に住み続けたいかについて清水町の住みやすさ別でみると、住みやすいと回答した人は「住み続けたい」「一度は離れても、いつかは戻ってきたい」、住みやすいと思わない、わからないと回答した人は「将来は、他のところに住みたい」「わからない」が比較的高い割合となっています。

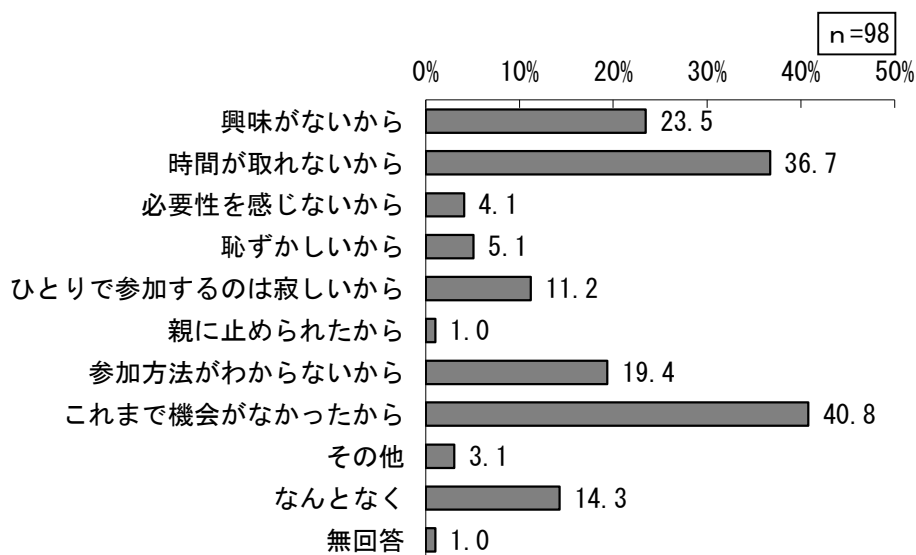
		合計	問17 将来も清水町に住み続けたいか					
			住み続けたい	一度は離れても、いつかは戻ってきたい	将来は、他のところに住みたい	わからない	その他	無回答
全体		139 100.0	13 9.4	49 35.3	47 33.8	23 16.5	1 0.7	6 4.3
問16 清水町は住みやすい町か	住みやすいと思う	41 100.0	10 24.4	17 41.5	9 22.0	4 9.8	0 0.0	1 2.4
	まあまあ住みやすいと思う	67 100.0	3 4.5	27 40.3	26 38.8	10 14.9	1 1.5	0 0.0
	あまり住みやすいとは思わない	9 100.0	0 0.0	2 22.2	7 77.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	住みにくいと思う	3 100.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	わからない、どちらともいえない	14 100.0	0 0.0	3 21.4	3 21.4	8 57.1	0 0.0	0 0.0

②ボランティア活動について

参加したことがある方（35 人） のボランティア活動への参加きっかけについて、「学校の活動だったから」が 54.3%（19 人）と最も割合が高く、次いで「親に参加するように言われたから」が 34.3%（12 人）、「面白そうだったから」と「ボランティア活動の経験をしてみたかったから」がともに 20.0%（各 7 人）となっています。

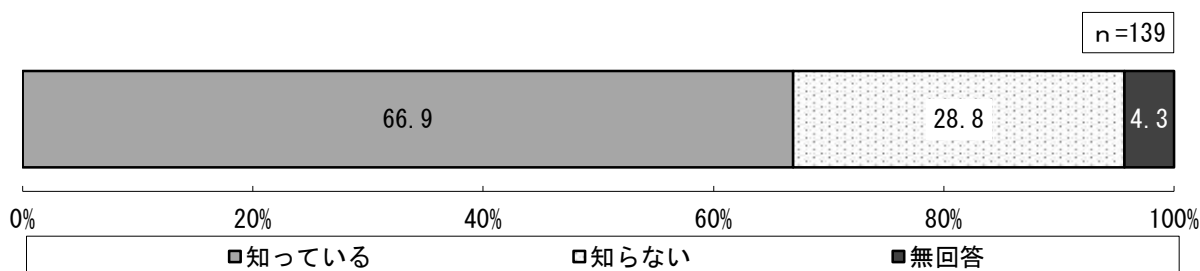


参加したことはない方（98 人） のボランティア活動へ参加しない理由について、「これまで機会がなかったから」が 40.8%と最も割合が高く、次いで「時間が取れないから」が 36.7%、「興味がないから」が 23.5%となっています。



③災害時の活動について

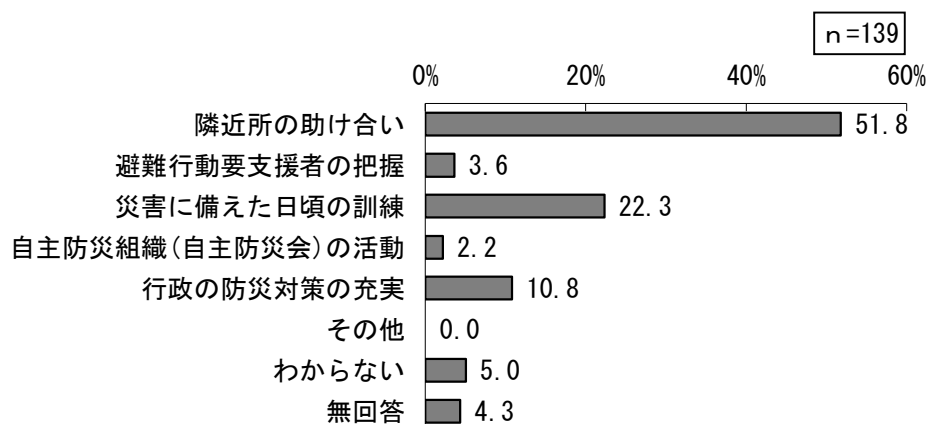
災害時の避難路・避難場所について、「知っている」が66.9%、「知らない」が28.8%となっています。



災害発生時の避難方法について通っている学校別でみると、「清水中学校」と「清水高校」では「自分ひとりで避難できる」、「御影中学校」では「家族や近所の人などの介助があれば避難できる」が最も高い割合となっています。

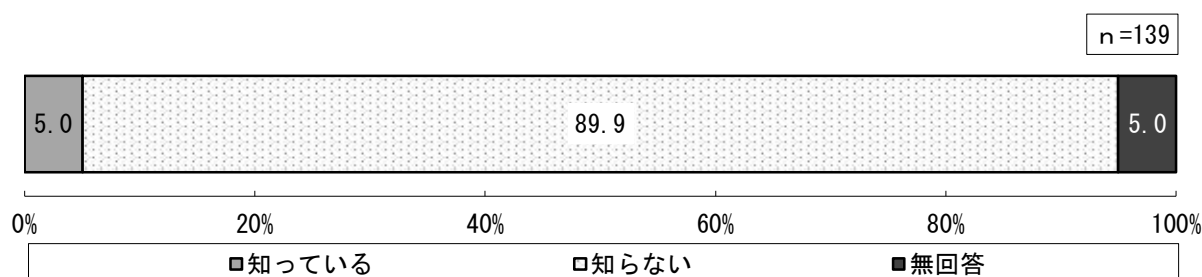
		合計	問23 災害発生時の避難方法			
			自分ひとりで避難できる	家族や近所の人などの介助があれば避難できる	避難できない	無回答
全体		139 100.0	75 54.0	55 39.6	4 2.9	5 3.6
問2 通っている学校	清水中学校	63 100.0	34 54.0	27 42.9	2 3.2	0 0.0
	御影中学校	21 100.0	9 42.9	11 52.4	1 4.8	0 0.0
	清水高校	49 100.0	31 63.3	17 34.7	1 2.0	0 0.0

災害から身を守るために地域で最も重要だと思うものについて、「隣近所の助け合い」が51.8%と最も割合が高く、次いで「災害に備えた日頃の訓練」が22.3%、「行政の防災対策の充実」が10.8%となっています。

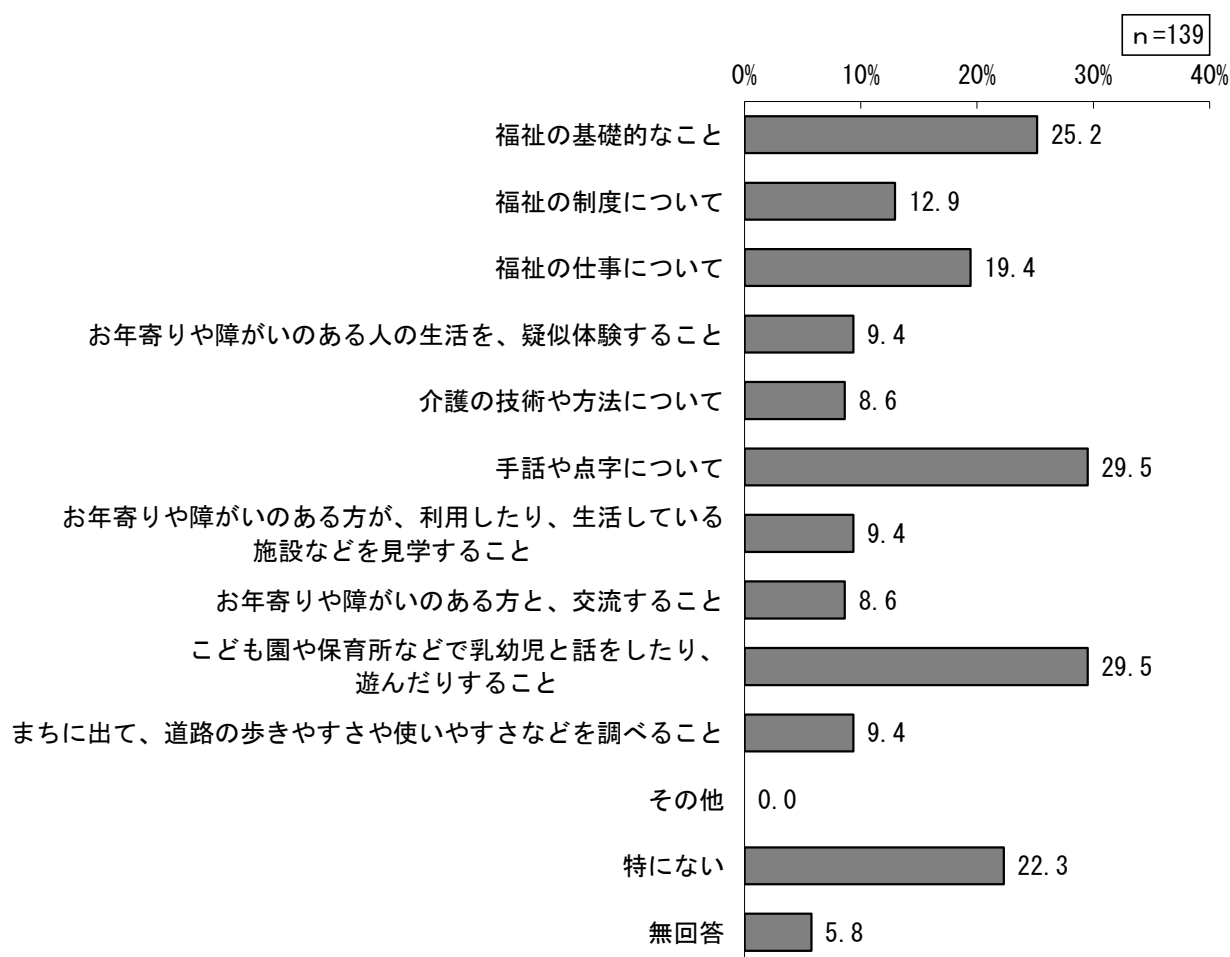


④清水町の福祉について

「清水町地域福祉計画」について、「知っている」が5.0%、「知らない」が89.9%となっています。



「福祉」について知りたい・経験したいことについて、「手話や点字について」と「こども園や保育所などで乳幼児と話をしたり、遊んだりすること」がともに29.5%、「福祉の基礎的なこと」が25.2%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

清水町では、平成16年度に第1期計画を策定してから、約20年間地域福祉計画に基づく取り組みを進めてきました。

この間、社会情勢の変化や法改正がありましたが、住民の意識の変化もみられました。

特に、今後も清水町に住むことを希望する若者の割合が上昇してきたことから、生まれてきた町を、より住みやすくなる町に育てていくことが期待されています。

そのため、第2期計画の基本理念「赤ちゃんからお年寄りまで みんなで支えあう 共生のまち」から一歩進んで

みんなで育てよう 福祉のまち、支え合いのまち、共生のまち

とし、町内各地域で生活するすべての町民が支え合い、ともに暮らしていけるまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げます。

(1) 身近な地域の福祉を知ろう

地域で暮らす住民一人ひとりが、福祉を学び、地域を知り、そこから地域に必要な福祉を考え、地域で活動する人材を育てることを目指します。(教育、啓発の内容)

(2) 地域の助け合い、支え合いに参加しよう

地域住民一人ひとりが主体となって、一方的に支えたり支えられたりするのではなく、自分ができる範囲で地域での助け合いを中心とした活動に参加できる環境づくりを目指します。(活動促進、活動活性化の内容)

(3) 一人ひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう

妊産婦から高齢者まで、さらには障がい者を含めて、多くの住民が安心して活動できるとともに、犯罪や事故から守られ、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(都市基盤、防犯・防災の内容)

(4) 公的な支援体制の充実を目指します(公的支援体制)

困りごとを抱えている人、支援を必要としている人に必要な公的支援、サービスの提供体制を確保し、地域で暮らし続けられる支援の充実を目指します。(公的支援体制の内容)

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開	
みんなで育てよう 福祉のまち、 支え合いのまち、 共生のまち	1 身近な地域の福祉を知ろう	(1) 福祉に対する理解の促進	
		(2) 地域を支えるボランティア団体、活動の育成	
	2 地域の助け合い、 支え合いに参加しよう	(1) 暮らしを支える地域力の充実	
		(2) まちのなかで自分が活躍できる 地域づくり	
		(3) みんなで交流できる居場所の充実	
	3 一人ひとりが、安心して 暮らせる地域をつくろう	(1) だれでもが暮らしやすい環境づくり	
		(2) 安全に暮らせる生活環境づくり	
	4 公的な支援体制の充実を 目指します	(1) 総合的な相談支援体制のシステムづくり	
		(2) 効果的に情報が提供できる環境づくり	
		(3) 一人ひとりの状況に応じた 福祉サービスの提供体制づくり	
		(4) 一人ひとりに合わせたところと からだの健康づくり	
	清水町成年後見制度利用促進基本計画		
	清水町再犯防止推進計画		

4 活動主体の役割

(1) 住民ができること

住民は、自分自身や家族の困りごとを最小限に抑え地域で生活し、必要に応じて「支援を求める」こともできますが、状況によっては「支援を行う」主体になります。住民一人ひとりが、地域福祉の担い手として自覚し、地域社会を支える人材として積極的に地域活動に参加することが期待されます。

(2) 地域（町内会）ができること

住民が主体的に地域活動に参加するための基盤が地域であり、主に居住している町内会を基本的な単位とします。地域住民が地域の課題を認識し、その解決に向けて主体的に関わり、支え合う地域を作り上げていく役割を担っています。

今後、支え合いの仕組みを充実させ、住みよい地域づくりの担い手としての役割が期待されます。

(3) 福祉事業者（福祉に携わる人、事業所など）ができること

町内における福祉事業者は福祉サービスを提供する役割を担い、これまで培ってきた経験や専門性を十分に活かし、サービスの充実に取り組まれています。

わたしたちが安心して暮らせるための支援のほか、福祉に関する最新の知識や専門的な技術を地域に伝えることができる存在でもあります。ボランティア体験や様々な人たちとの交流などの機会を通して、横のつながりを広げていくとともに、それぞれが地域福祉の拠点となることも期待されます。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域における支え合い・助け合いや、ボランティア活動などを中心に、地域福祉活動の支援や活性化を目指す活動主体としての役割を担っています。

また、「第7期地域福祉実践計画」に基づき、本計画と連動して地域の課題に取り組むとともに、令和2年以降のコロナ禍において自粛が続いていた活動・事業の再開や、これまで関心を持っていなかった住民への活動の周知、災害時の災害ボランティアセンターの開設・運営など、「共助」の担い手としての中心的な役割が期待されます。

(5) 町（行政機関）

町では、庁内各課の連携により、地域福祉施策を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たすとともに、住民、地域、ボランティア団体、事業者、関係機関等との連携の充実、施策の推進を図ります。

また、社会福祉協議会と地域福祉を推進する様々な活動団体等を積極的に支援する役割を担う必要があり、必要な施策・事業を連携・協働して推進していきます。

第4章 施策の展開

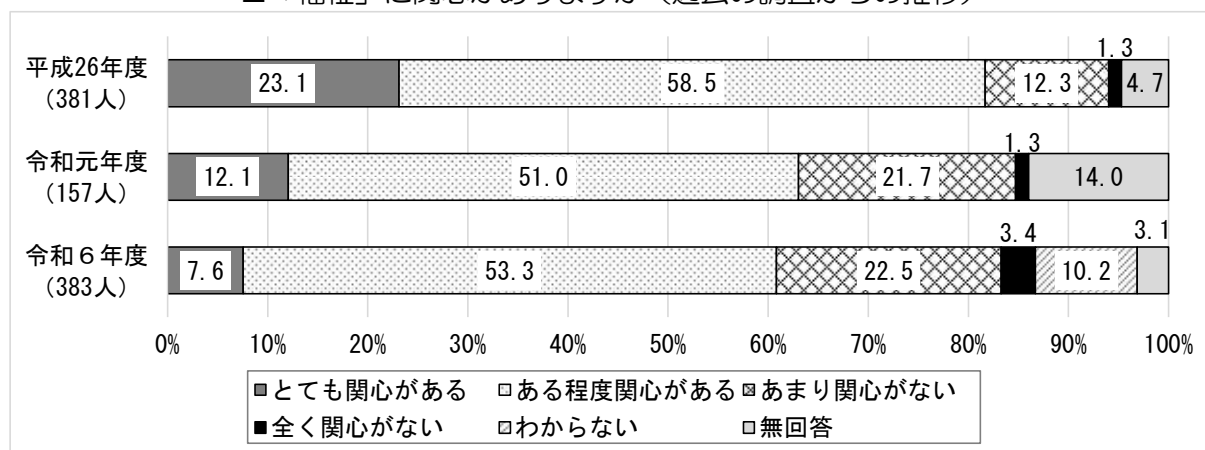
1 身近な地域の福祉を知ろう

長く続く少子高齢化や人口減少等により、地域で活動する町民が減少し、さらには令和2年から始まったコロナ禍により住民の活動や交流はさらに低下したとみられます。

一般町民アンケートにおいて、福祉に関する関心を尋ねた設問では、福祉に「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の割合が低下し、「あまり関心がない」と「全く関心がない」の割合が上昇しています。

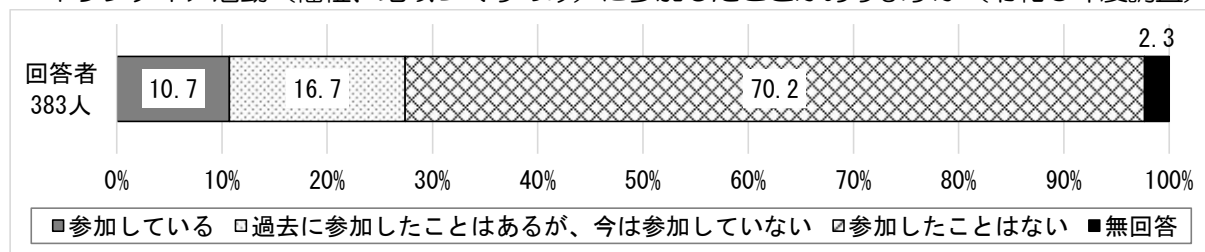
今後、「福祉とは」や「地域での助け合いとは」、「地域に必要な助け合い、活動は」など、一人でも多くの町民に地域での福祉に関心を持ってもらうことが必要です。

■「福祉」に関心がありますか（過去の調査からの推移）



ボランティア活動（福祉、地域づくり活動のみ）の参加経験を尋ねた設問では、現在参加している回答者は10.7%、過去に参加経験のある回答者を合わせても27.4%となっており、より多くの町民にボランティア活動に参加していただくよう促す必要があります。

■ボランティア活動（福祉、地域づくりのみ）に参加したことがありますか（令和6年度調査）



(1) 福祉に対する理解の促進

<現況・課題>

○福祉に関する啓発に向けて、小中学生を対象に社会福祉協議会や町内の福祉事業所等と連携して「福祉の授業」を実施しています。

また、一般町民を対象に、ひきこもりに関する研修会や障がい者等を講師に迎えてワークショップ等を開催していますが、参加者が得た知識や経験を地域での生活の中で活用できるよう、参加者の意識の向上につながる取り組みが必要です。

さらに、参加者を固定させず多くの町民に参加していただく方法の検討、参加促進につながる研修会やワークショップ等の開催情報の広報・PR方法について、検討が必要です。

○アンケート調査では福祉に対する関心は低下傾向がみられるため、関心を高めるための教育や情報発信が必要です。

<今後の取り組み>

○地域住民一人ひとりが、病気や障がいの有無、国籍、性別、年齢等に関わらず「お互いに支え合う」人同士であることを認識し、一人ひとりの人権が尊重できる、地域づくりに取り組みます。

○世代ごとに様々な場面で、福祉について知り、学び、理解を深める機会を提供し、「助けあい」「支えあい」や「お互いさま」の気持ちが芽生え、育つ福祉教育を推進します。

○社会福祉協議会や各事業所等と連携し、行事・イベントや地域活動の際に、町広報誌や本計画の概要版等を活用して、参加者への地域福祉活動の情報発信や参加意識の向上に取り組みます。

○町内会等による地域に関心を持つ住民の育成に係る事業の実施を支援します。

(2) 地域を支えるボランティア団体、活動の育成

<現況・課題>

○ボランティア活動に参加経験のある町民の割合が回答者の27.4%、中高生では25.2%となっており、1/4程度にとどまっていることから、各活動への参加を促す必要があります。

○ボランティア登録団体数は、平成30年度以降ほぼ同数で推移しており、新たな団体の設立希望があれば、活動を支援していく必要があります。

○日常生活で支援を必要とする要介護認定者や障がい者の人数は減少していますが、認知症高齢者は増加傾向がみられます。なお、町全体の生産年齢人口は減少しているため、地域住民にボランティア活動、地域活動への参加意欲を持っていただくことが必

要です。

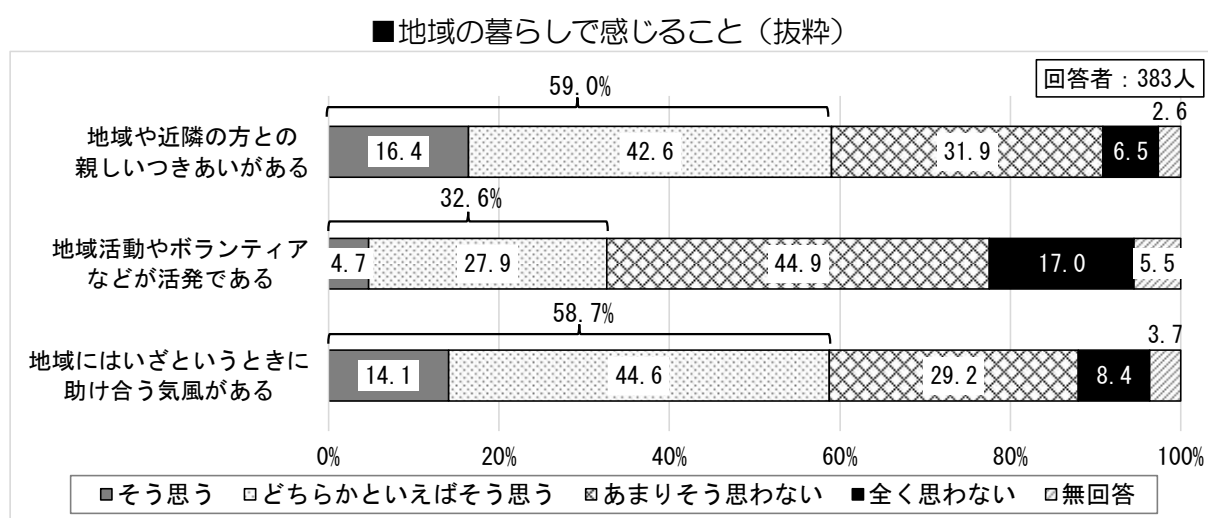
＜今後の取り組み＞

- ボランティア活動についての広報活動や人材育成の支援を図り、障がいの有無や年齢、性別を問わず、一人ひとりができる範囲でボランティア活動に参加できる機会の検討を行います。
- 清水町社会福祉協議会が設置運営している、ボランティアセンターによる関係団体等のコーディネートやボランティア同士の交流、活動等の支援に関する情報共有や連携の充実に努めます。
- 今後も地域で活動する人材を育成するために、ボランティアセンターによる活動団体に関する情報提供や相談支援のほか、ボランティアセンターの運営充実や周知に取り組んでいきます。

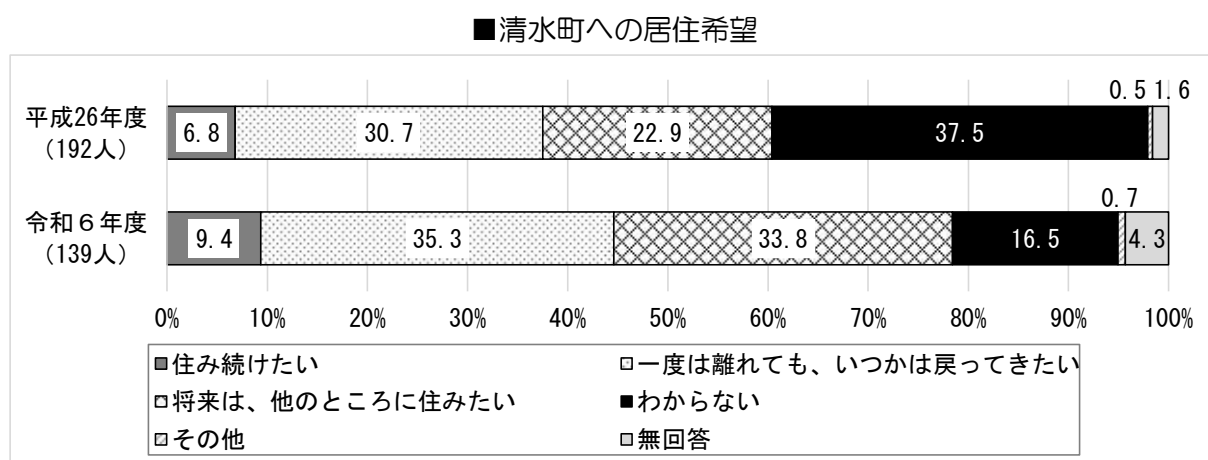
2 地域の助け合い、支え合いに参加しよう

地域での生活は、家族を基本としながら、隣近所の人や地域で活動する団体、ボランティア団体、福祉サービス事業者、行政機関など、様々な主体に支えられています。

一般町民アンケートにおいて、地域や近隣の方との親しいつきあいがあると感じている回答者は 59.0%、地域にはいざというときに助け合う気風があると感じている回答者は 58.7%みられますが、地域活動やボランティア活動が活発と感じている回答者は 32.6%と低い割合にとどまっており、地域住民同士の関係性を深めていくとともに、地域活動やボランティア活動を活性化することが必要です。



中高生へのアンケートにおいて、今後も住み続けたい回答者は平成 26 年度では 6.8%でしたが、令和 6 年度調査では 9.4%と割合が上昇しています。同様に、一度離れても戻ってきたいと希望する回答者の割合も上昇しており、清水町に愛着を持つ若者が増えていることから、地域のつながりの強化、地域での活動の機会の活性化に向けて検討が必要です。



(1) 暮らしを支える地域力の充実

<現況・課題>

- 町内で福祉に関する資源を把握できる「しみず ふくしマップ」を作成していますが、地域資源を見直して情報内容を更新し、多くの町民に最新情報を伝え、活用していただく必要があります。
- 地域ケア会議や自立支援協議会等を開催し、地域での福祉課題について関係機関同士で課題の共有や支援内容の協議を進める機会を設けています。なお、多様化する相談や課題に対して、協議し、必要な支援につなげる支援体制、地域資源の充実が必要です。
- 公的な支援に当てはまらない、フードドライブ事業や食料品配布事業への取り組みが進んでいます。今後は、自力での外出が困難な高齢者に対して、買い物や通院の外出支援の充実、柔軟な対応に向けた検討が必要です。

<今後の取り組み>

- 地域で支援を必要としている人やその家族が安心して暮らしを続けられるよう、地域に必要なサービスや社会支援の検証、見直しを行います。
また、現在運営されているサロン活動やいきいき教室、健康事業等の位置付けについても、検証し必要に応じて見直しを行います。
- 地域に必要な支援、サービスについて、関係機関や団体が協議の場を設けて、サービス、事業の実現に向けた協議を行います。

令和5年 10月改訂

(2) まちのなかで自分が活躍できる地域づくり

<現況・課題>

- 町内各地において、町内会や農事組合以外の地域活動団体が生まれており、地域住民が活動できる機会が増えており、更なる活性化を促すとともに、各団体の活動状況や活動内容の把握・整理が必要となります。
- 町内各地での活動は広がっていますが、町ボランティア団体協議会や老人クラブ等の登録者数が減少しています。「参加の形」の多様化が進んでおり、活動状況の把握や連携のあり方について検討が必要です。
- コロナ禍による活動の自粛や定年延長、「生涯現役」の浸透等による活動参加者の減少、高齢化が進んでおり、従来のボランティア団体の維持・継続が困難な状況となりつつあります。
- 生活支援コーディネーターの活動内容について効果が現れにくいことから、「目に見える形」での評価方法の検討が必要です。

<今後の取り組み>

- 地域での活動に関心を持つ町民が活動に参加できるよう、町民の意識醸成や参加促進に向けた取り組みの充実に努めます。
- 小地域ネットワーク事業や生活支援コーディネーター事業の内容について、町民にわかりやすい評価方法を検討し、周知します。
- 町民の経験や知識、趣味、特技を活かすことができる機会の周知に努め、地域活動やボランティア活動に取り組むきっかけづくりを図ります。
- 町ボランティアセンターが定期的に発行している広報誌を活用し、登録している各団体の活動内容を周知します。

(3) みんなで交流できる居場所の充実

<現況・課題>

- 世代や属性に関係なく、だれもが参加できる「共生型つどいの場」事業を清水町社会福祉協議会において展開しています。
- 「共生型つどいの場」事業においては、イベント開催時に関連する各種団体に協力を呼びかけ、団体同士の交流の構築を図っています。また、地域住民の居場所づくりに向けて、地域食堂2か所が運営されています。
- 事業の認知度は高まっているものの、参加する分野の広がりが限定的となっており、これまで参加していない分野の参加促進が必要です。また、参加している分野・団体の交流機会がイベント開催時に限られており、恒常的な連携の構築に向けた仕組みづくりが必要です。

<今後の取り組み>

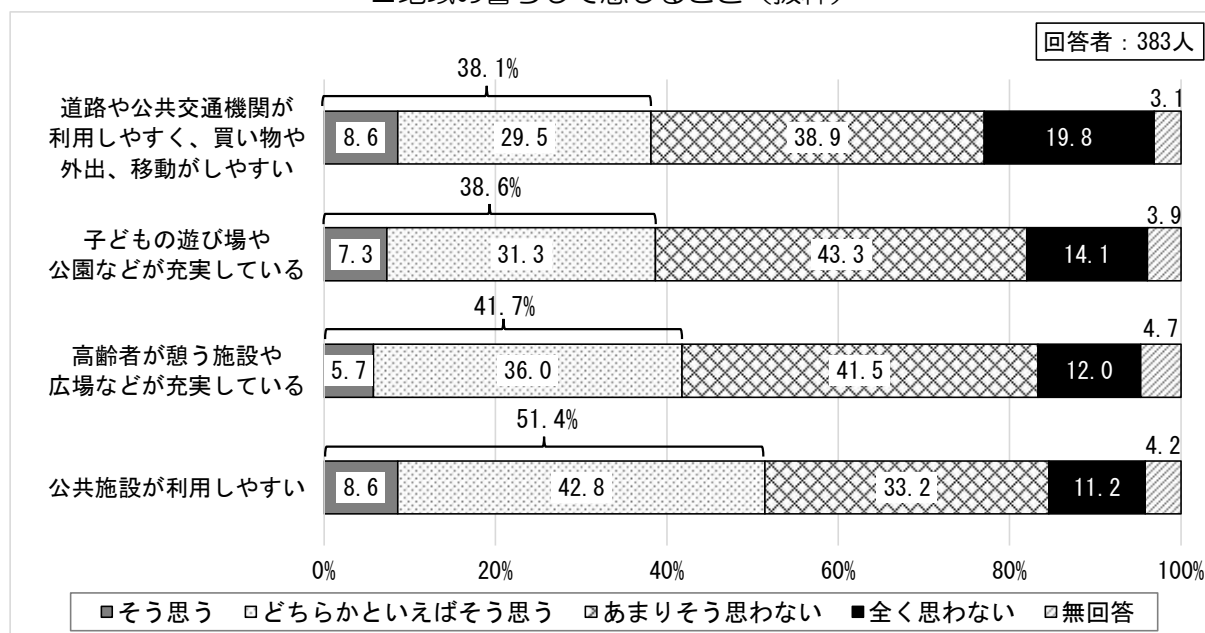
- 障がい、児童、高齢・認知症、ひとり親家庭等と、対象を限定しない、だれもが気軽につどえる地域食堂等の充実を図り、地域コミュニティの強化を進めます。
- 「共生型つどいの場」事業等の、すべての町民を対象とするイベント開催等において、障がい、児童、高齢、商工業など関連する各種団体への協力、参加について積極的に依頼し、顔が見える関係づくりを行います。
- 地域住民同士の交流とともに、関係団体同士の交流の機会、ネットワークづくりを支援します。

3 一人ひとりが、安心して暮らせる地域をつくろう

本町の各地域で生活をするためには、だれでも安心して生活できる都市基盤や施設が整備されている必要があります。

一般町民アンケートにおいて、買い物や外出、移動がしやすいと感じている回答者は38.1%、子どもの遊び場や公園などが充実していると感じている回答者は38.6%、高齢者が憩う施設や広場などが充実している回答者は41.7%となっており、4割程度となっています。また、公共施設が利用しやすいと感じている回答者は51.4%となっており、半数以上が利用しやすいと感じています。そのため、今後は「道路・公共交通機関」、「子どもの遊び場・公園」、「高齢者の施設・広場」の整備・充実に向けた検討が必要です。

■地域の暮らしで感じること（抜粋）



(1) だれもが暮らしやすい環境づくり

<現況・課題>

- 支援が必要な町民のため、給食や冬期の除雪、外出時の移送やタクシー乗車券助成を行っています。なお、清水町コミュニティバスが令和6年9月末で廃止になったため、新たな外出手段の検討が必要です。

<今後の取り組み>

- 既存の生活支援を継続するとともに、外出支援については地域公共交通担当部署と協議を進め、町民の外出手段の確保に努めます。

(2) 安全に暮らせる生活環境づくり

<現況・課題>

- 消費生活相談や消費生活出前講座など、地域における消費生活の意識向上や相談対応を行っています。また、地域での防犯活動に取り組んでいます。
- 災害発生時に自力での避難行動が困難な高齢者や障がい者等を対象にした避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿への登録を進めています。また、定期的な名簿の更新を行うとともに、避難行動時の支援体制の確保に努めています。その一方で、名簿を活用した福祉活動については、個人情報保護の観点から慎重な取り扱いが必要です。

<今後の取り組み>

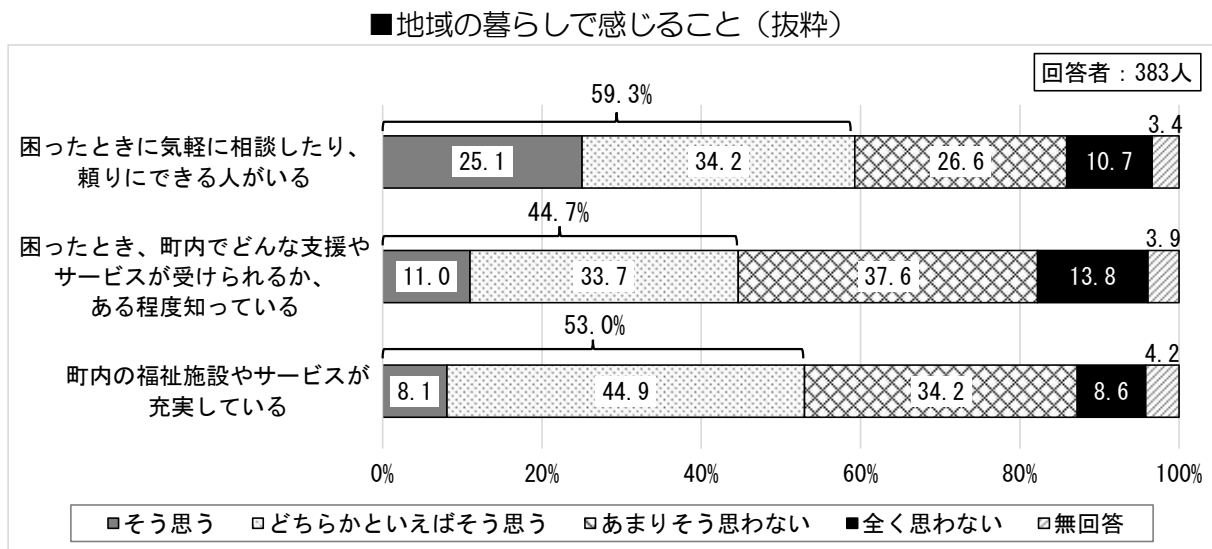
- 清水町消費生活センター（清水町消費者協会）や警察等と連携し、消費者を犯罪から守るための取り組みを進めます。また、地域での防犯活動を継続します。
- 避難行動要支援者名簿の活用については、防災担当部署と協議を行い、適切な福祉的支援につなげられるよう方針の検討に努めます。

4 公的な支援体制の充実を目指します

地域で困りごとを抱えている人、支援を必要としている人を把握し、施策・サービスにつなげているためには、相談、連携、施策・事業など、公的な支援につなげられる体制の充実が不可欠です。

一般町民アンケートにおいて、困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいると感じている回答者は 59.3%みられますが、全く思わないと感じている回答者が 10.7%みられます。また、町内でどんな支援やサービスが受けられるかある程度知っているとの回答者は 44.7%みられますが、全く思わない回答者も 13.8%みられ、相談・支援の情報を知らない町民が一定数いるとみられます。

なお、町内の福祉施設やサービスが充実していると感じる回答者は 53.0%と半数を超えています。全く思わないの回答者も 8.6%みられ、さらにサービスを充実させていくことが必要です。



(1) 総合的な相談支援体制のシステムづくり

<現況・課題>

○町の相談機関として、子ども・子育て世代向けには「子育て世代包括支援センター」、高齢者向けには「地域包括支援センター」、障がい者向けには「障がい者相談支援事業所」が設置されています。

また、支援のための協議体としては、子どもの支援のための「児童虐待防止ネットワーク会議」や「要保護児童対策協議会」、高齢者支援のための「地域ケア会議」、障がい者支援のための「自立支援協議会」など、多様な会議が設置されています。

なお、各機関や会議は個別に運営・開催されており、相互連携や情報共有に至っていない状況となっています。

<今後の取り組み>

○地域住民の抱える問題や困りごとが、より複雑・複合化し、異なる分野に問題が潜んでいる可能性もあるため、各分野の相談対応や支援を総合的に対応できる「重層的支援体制」(P4 参照)の確立に向けた検討を進めます。

○支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、庁内、社会福祉協議会、関係機関等と連携し、適切な制度運用を推進します。

(2) 効果的に情報が提供できる環境づくり

<現況・課題>

○福祉に関する情報発信方法として、町広報誌や社協だよりを中心に活用しています。

また、相談対応の際には、福祉ガイドや子育てガイドブック、地域包括支援センターのパンフレット等、各分野のパンフレット・冊子を活用して説明を行っています。

今後は、当事者以外の人でも必要なときに的確な情報を入手できるよう、パンフレット・冊子以外の情報発信方法の検討が必要です。

<今後の取り組み>

○町民や関係機関職員等が必要な情報を入手できるよう、既存の紙媒体以外に町ホームページを活用した方法、体制の構築に向けて協議を進めます。

○各分野に分かれている福祉情報を一元化し、検索しやすいデータベース化を進めます。

(3) 一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供体制づくり

①特に支援を必要とする町民への支援体制の充実

<現況・課題>

- 生活保護受給世帯は、令和2年度から令和4年度までは同数で推移してきましたが、令和5年度に1世帯増加し49世帯となっています。なお、経済的な困窮状況にある町民（生活困窮者）の支援について、とまち生活あんしんセンターや清水町社会福祉協議会と連携し、相談会の開催や訪問による課題把握等を行い、自立に向けた支援を行っています。
- 子育て世帯や高齢者のいる世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯など、それぞれの家庭の状況により、多様な課題がみられます。また、福祉を支える人材の確保が困難な状況が続いています。

<今後の取り組み>

- 生活困窮者への支援は個別のケースに応じて対応するものとし、生活保護に至る前の段階から支援を行う「生活困窮者自立支援法」の周知を図るとともに、継続的な支援につながるよう関係機関との連携を図ります。
 - 各相談機関または町窓口において、町民の相談を受け付け、必要な支援につなげます。
 - 相談者が抱えている課題を適切に把握できるよう、職員の啓発、資質向上に努めます。
 - 地域で活動する町内会や民生委員・児童委員が中心となり、地域の見守りや住民同士の連携を図り、支援を必要とする地域住民の把握を行い、適切な相談・支援につなげる取り組みに努めます。
 - 対象者別にそれぞれ推進を行う各計画（P.6）と本計画とがしっかりと連携し、支援を必要としている人、その家族が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスの充実に取り組みます。
- また、町内の福祉を支える人材の確保、育成、定着に努めます。

②町民の権利を守る体制の整備・充実

<現況・課題>

- 子どもが健やかに自分らしく過ごせるよう、「子どものケアミーティング」や「子ども家庭総合拠点」等の協議の場を設け、子どもの権利を守り家族との関わり方、支援のための連携体制の構築に取り組んでいます。
- 関係機関による協議や仕組みづくりは進められていますが、多くの町民に知ってもらうため、周知方法が課題となっています。
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域

において自立した生活が送れるよう実施されている日常生活自立支援事業や成年後見制度が運用されています。

いずれの事業も令和5年度の利用実績が1件にとどまっており、制度の周知と理解促進が必要です。

<今後の取り組み>

- 子どもの権利を取り巻く様々な問題解決に向けて、関係機関と連携しながら継続的な協議、取り組みを図り、活動の周知を行います。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など、各事業について、町広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、制度の周知と適切な利用促進に努めます。
- 認知症や障がいなどを抱えた人が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、地域の見守りによる虐待の早期発見、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護の体制整備に取り組みます。

(4) 一人ひとりに合わせたところとからだの健康づくり

<現況・課題>

- 令和5年度に「第3期 清水町健康増進計画」（自殺対策計画を含む）を策定し、妊娠期から高齢期に至るまでの心身の健康づくりを目指して、健康診査や健康教育、健康相談・保健指導等の施策を実施してます。
- 健康診査結果をみると、幼児期以降のすべての年齢層において、肥満者の割合が全国平均より高く、生活習慣病の発症リスクや重症化リスクが高い人がみられることから、町民一人ひとりが健康づくりの関心を高められるよう、意識啓発が必要です。
- こころの健康づくりについて、相談場所・窓口の周知や相談への抵抗感解消に向けた意識啓発が必要です。

<今後の取り組み>

- 町民一人ひとりに、それぞれの状態に応じた健康づくりの意識を高めるよう、意識啓発や健康づくりのための情報発信を図ります。
- こころの健康づくりについては、相談場所・窓口の周知を図ります。また、安心して相談できる環境づくりに向けて、職員の資質向上や相談場所、時間の設定、長期的な実施体制の構築等、体制の整備、充実に努めます。

5 清水町成年後見制度利用促進基本計画

<制度の概要>

- 「成年後見制度」とは、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がい等により、自分一人で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

<現況・課題>

- 計画期間内の中核機関の設置を目指して調整をしてきましたが、設置に至っていない状況です。
- 成年後見制度や権利擁護の内容について、講演会や研修会を開催しています。しかし、コロナ禍を経て定期的な開催ができず、制度の普及に至っていない状況です。
- 認知症サポーターについて、養成講座を開催していますが、受講者が活動する機会がほとんどない状況となっています。
- 市民後見人の制度理解に向けた講座や研修は機会を設けられておらず、開催が先送りの状況が続いています。

<今後の取り組み>

◎中核機関の設置、運営

- 社会福祉協議会と協議の上、中核機関を設置します。
- 中核機関において、権利擁護支援の必要な人の発見や支援、早期の段階からの相談や対応体制の整備、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築といった各種取り組みを推進します。

◎目標施策

- 各種広報活動や講演会の開催により、成年後見制度や権利擁護についての普及啓発を行います。また、虐待の早期発見や早期支援の実施体制の構築に努めます。
- 地域で活動する団体、協議会等を活用して、地域連携ネットワークの構築を進め、認知症や知的障がい者、精神障がい者及びその家族が求めている制度利用促進のためのニーズを把握します。
- 認知症に関する正しい知識と理解のため、認知症サポーター養成講座の受講者の増加に努めるとともに、受講者の活躍の機会の創出や、関連施策との連携に向けて検討します。
- 日常生活自立支援事業などの各種施策を活用し、制度の適切な利用促進に努めます。
- 法定後見制度、任意後見制度、市民後見人の養成に向けた活動に取り組みます。このうち、市民後見人については、社会福祉協議会と協議の上、取り組みの方向性について検討します。

6 清水町再犯防止推進計画

<計画の概要>

- 平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方自治体は策定する「地方再犯防止推進計画」を定めるよう規定されています。（努力義務）
なお、地域福祉計画との一体的な展開が求められています。
- 犯罪や非行をした人は、安定した就労や住まいの確保が難しい、身寄りがいないなど、様々な課題を抱えているケースがあります。そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、再犯に至る人も少なくありません。
- これらの人の支援に向けて、本町においても犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、だれもが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

<今後の取り組み>

◎犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施

- 犯罪や非行をした人の背景（家庭環境や経済的な問題、障がい特性等）等を把握し、支援機関や関係団体等と情報共有を行いながら立ち直りに向けた支援を実施します。

◎就労・住居の確保

- 保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を図り、生活困窮者自立支援制度に基づく各制度や生活保護制度の利用に適切につなげます。
- 公営住宅の募集状況などについて、町広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。

◎学校等と連携した就学支援の実施

- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。
- 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。

◎民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

- 再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員、学校、警察、関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動に取り組みます。

◎地域による包摂の推進

- 国、北海道、清水町、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備します。

第5章 本計画の推進体制と評価

1 計画内容の周知徹底

町民一人ひとりが、身近な住民との支え合い・助け合いの必要性や、地域福祉の重要性を知り、理解し、本計画に記載されている取り組みを可能な範囲で実践し、継続できるように、町広報誌や社協だより、ホームページ等で計画を公表・紹介します。

また、町内の行事や地域活動の中で、計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 社会福祉協議会の機能充実

社会福祉協議会は、社会福祉法において社会福祉を目的とする事業を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉の推進を使命として、わたしたちが安心して暮らせる共生のまちづくりを実践していくための組織です。

今後は、清水町社会福祉協議会が策定した「第7期地域福祉実践計画」に基づき、「第3期 清水町地域福祉計画」と連動して、新たな施策、事業に取り組んでいきます。

3 関係機関との連携の充実

地域住民が身近な地域の活動に取り組んでいただけるよう、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他関係機関との連携充実に努めます。

また、地域福祉施策の推進に当たって、日常生活に関連する庁内関係課との連携を図り、組織横断的な施策の検討、複数の事業の一体的な実施等について、財政の効率や事業効果等を考慮しながら、実地体制の検討、構築を図ります。

4 個人情報の保護の徹底

住民が相談し、住民及びその家族へ支援を行う過程で、町や社会福祉協議会、支援事業者等が個人のプライバシーに直接関わる場合があります。当事者が相談することによって、これまで続けてきた生活に変化が起きることなく、安心して暮らし続けられるよう、関係者が把握した個人情報の保護は徹底し、情報漏洩を防止します。

5 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の点検・評価については、役場内部において内部評価を行い、評価結果については次期計画策定や施策及び事業の質の向上に活用します。